

第5回 信濃川中流及び魚野川 大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：平成31年4月17日（水）13時30分～

場所：長岡市消防本部 4F 研修室

議 事 次 第

1. 減災対策協議会の規約改正

- ① 規約改正(案)について [資料1]

2. 減災対策関係の動き（H30年度）

- ① 危機管理型水位計の設置について [資料2-1]
- ② 国土交通省「簡易型河川監視カメラ」の整備について [資料2-2]
- ③ ハザードマップを利用した防災学習の実施と今後の展開 [資料2-3]
- ④ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進に向けた取組事例 [資料2-4]

3. 信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災目標を達成するための取組について

- ① 取組一覧（H30年度） [資料3-1]
- ② 取組概要・新たな課題や取組（H30年度） [資料3-2]
- ③ 新潟県の取組等について [資料3-3]

4. その他 [資料4]

1. 減災対策協議会の規約改正

① 規約改正(案)について

信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (第3回改正案)

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村や関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、信濃川中流及び魚野川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

2 協議会は、信濃川中流及び魚野川、その他信濃川中流及び魚野川圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実

施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所（防災情報課）及び新潟県長岡地域振興局地域整備部が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月30日から施行する。

平成28年 8月26日 改正

平成30年 4月18日 第2回改正

平成31年 4月17日 第3回改正

別表－ 1

新潟市長

長岡市長

三条市長

小千谷市長

見附市長

十日町市長

燕市長

魚沼市長

南魚沼市長

津南町長

湯沢町長

弥彦村長

新潟県 新潟地域振興局 地域整備部長

〃 三条地域振興局 地域整備部長

〃 長岡地域振興局 地域整備部長

〃 〃 地域整備部 与板維持管理事務所長

〃 〃 〃 小千谷維持管理事務所長

〃 魚沼地域振興局 地域整備部長

〃 南魚沼地域振興局 地域整備部長

〃 十日町地域振興局 地域整備部長

東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所長

電源開発(株) 東日本支店 小出電力所長

東北電力(株) 長岡発電技術センター所長

東京電力ホールディングス(株)

リニューアブルパワー・カンパニー 信濃川事業所長

気象庁 新潟地方气象台長

国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所長

〃 〃 信濃川河川事務所長

<オブザーバー>

東日本旅客鉄道(株) 新潟支社長

※各会員については、代理出席を認めるものとする。

別表－2

新潟市	危機対策課長
長岡市	危機管理防災担当課長、河川港湾課長
三条市	総務部長、建設部長
小千谷市	危機管理課長
見附市	建設課長、企画調整課 課長補佐
十日町市	防災安全課長
燕市	防災課長
魚沼市	<u>防災安全課長</u>
南魚沼市	総務課長
津南町	総務課長
湯沢町	<u>総務部長</u>
弥彦村	総務課長
新潟県	新潟地域振興局 地域整備部 治水課長
〃	三条地域振興局 地域整備部 治水課長
〃	長岡地域振興局 地域整備部 治水課長
〃	〃 〃 与板維持管理事務所 工務課長
〃	〃 〃 小千谷維持管理事務所 工務課長
〃	魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長 ←計画調整課←計画専門員
〃	南魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長
〃	十日町地域振興局 地域整備部 治水課長
東日本旅客鉄道(株)	信濃川発電所 副所長
電源開発(株)	東日本支店 小出電力所 所長代理
東北電力(株)	長岡発電技術センター 課長
東京電力ホールディングス(株)	リニューアブルパワー・カンパニー 信濃川事業所 土木保守グループマネージャー
気象庁	新潟地方气象台 防災管理官
国土交通省	北陸地方整備局 三国川ダム管理所 <u>専門官</u>
〃	〃 信濃川河川事務所 副所長

※各幹事については、代理出席を認めるものとする。

参 考

水防法

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

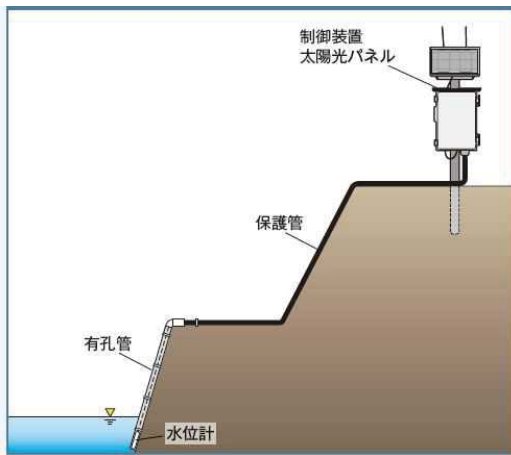
3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

2. 減災対策関係の動き（H30年度）

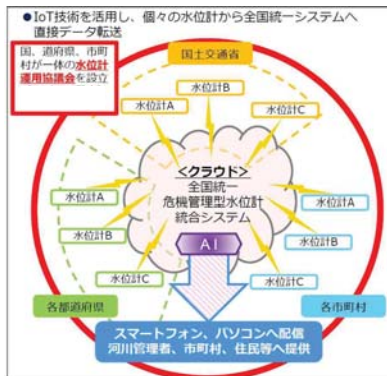
- ① 危機管理型水位計の設置について
- ② 国土交通省「簡易型河川監視カメラ」の整備について
- ③ ハザードマップを利用した防災学習の実施と今後の展開
- ④ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進に向けた取組事例

洪水時の円滑な避難行動や水防活動に資するため、**越水リスクの高い箇所**等に危機管理型水位計を整備し、河川管理者、市町村、**住民等に水位情報を提供**する。

今年の出水期までに、管内の28箇所において運用を開始する予定。現在、機器の設置作業中。



水位計設置イメージ図（堤防部・水圧式）



全国統一システムのイメージ



全国統一システム「川の水位情報」による情報提供

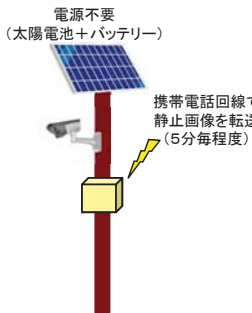
設置箇所 越水リスクの高い箇所に設置

No.	河川	KP	左右	箇所
1	大河津分水路	1.8	右	新潟県燕市 野中才地先
2	信濃川	1.0	右	新潟県長岡市 真野代新田地先
3	信濃川	5.3	左	新潟県長岡市 東与板地先
4	信濃川	15.3	右	新潟県長岡市 西蔵王地先
5	信濃川	34.5	左	新潟県小千谷市 元町地先
6	信濃川	38.0	左	新潟県小千谷市 上片貝地先
7	信濃川	39.5	右	新潟県長岡市 川口牛ヶ島地先
8	信濃川	42.0	右	新潟県長岡市 西川口地先
9	信濃川	45.3	右	新潟県小千谷市 塩殿卵ノ木地先
10	信濃川	46.0	右	新潟県小千谷市 川井本田地先
11	信濃川	51.0	左	新潟県小千谷市 真人町地先
12	信濃川	52.0	右	新潟県小千谷市 岩沢山谷地先
13	信濃川	58.5	左	新潟県十日町市 下組地先
14	信濃川	63.5	右	新潟県十日町市 西本町地先
15	信濃川	71.5	右	新潟県十日町市 南雲地先
16	魚野川	1.3	右	新潟県長岡市 東川口地先
17	魚野川	2.3	左	新潟県長岡市 西川口地先
18	魚野川	4.0	左	新潟県長岡市 川口和南津地先
19	魚野川	6.3	左	新潟県魚沼市 下島地先
20	魚野川	8.7	右	新潟県魚沼市 徳田地先
21	魚野川	10.3	右	新潟県魚沼市 根小屋地先
22	魚野川	12.3	右	新潟県魚沼市 四日町地先
23	魚野川	17.9	左	新潟県南魚沼市 五箇地先
24	魚野川	19.9	左	新潟県南魚沼市 五箇地先
25	魚野川	21.1	左	新潟県南魚沼市 浦佐地先
26	魚野川	23.5	右	新潟県南魚沼市 鯉島地先
27	魚野川	24.7	左	新潟県南魚沼市 九日町地先
28	魚野川	26.9	右	新潟県南魚沼市 水尾新田地先

国土交通省「簡易型河川監視カメラ」の整備について

- 管内の超水リスクが高い箇所 16箇所（信濃川 10箇所、魚野川 6箇所）に「簡易型河川監視カメラ」を整備します。
- 住宅密集地、病院、学校、福祉施設、主要インフラ（駅、線路、主要道路）の箇所を中心に整備していく。

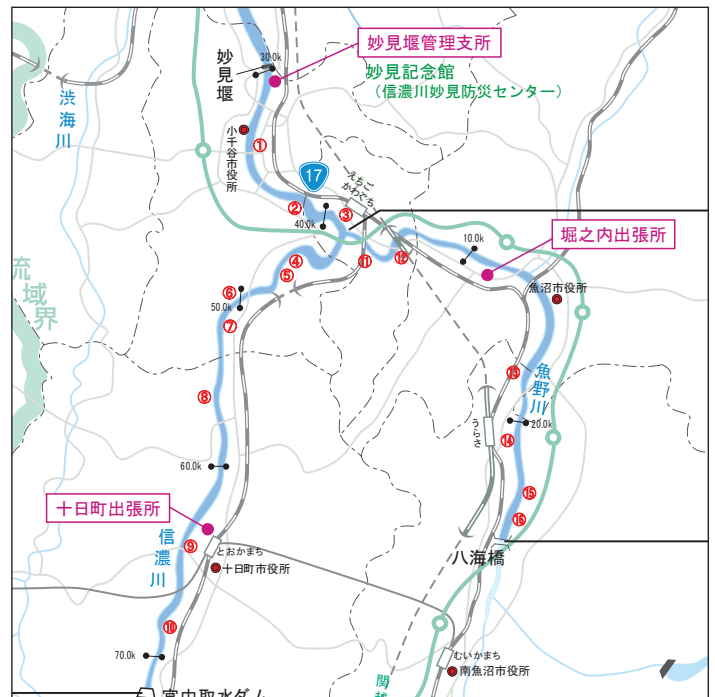
設置イメージ図



インターネットで情報発信



位置図（簡易型河川監視カメラ設置予定箇所）



設置予定箇所リスト

No.	河川	KP	左右	箇所
①	信濃川	34.5	右	小千谷市元町地先
②	信濃川	38.0	左	小千谷市上片貝地先
③	信濃川	42.0	右	長岡市西川口地先
④	信濃川	45.3	右	小千谷市塩殿卵ノ木地先
⑤	信濃川	46.0	右	小千谷市川井本田地先
⑥	信濃川	51.0	左	小千谷市真人町地先
⑦	信濃川	52.0	右	小千谷市岩沢山谷地先
⑧	信濃川	58.5	左	十日町市下組地先
⑨	信濃川	63.5	右	十日町市西本町地先
⑩	信濃川	71.5	右	十日町市南雲地先
⑪	魚野川	2.3	左	長岡市西川口地先
⑫	魚野川	4.0	左	長岡市川口和南津地先
⑬	魚野川	17.9	左	南魚沼市五箇地先
⑭	魚野川	21.1	左	南魚沼市浦佐地先
⑮	魚野川	23.5	右	南魚沼市鯉島地先
⑯	魚野川	26.9	右	南魚沼市水尾新田地先

～取組状況～ 信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 「水害から命を守る」をテーマに、身近な水害リスクを自ら学び、自分たちにできることを考えることにより『自ら気づき、発見する』ことをねらいとし、信濃川のハザードマップを利用した防災学習を長岡市、加茂市並びに三条市等の中学校の総合学習の中で実施した。
 - 加茂市立葵中学校：1年生を対象に地球温暖化に伴う気象災害の変化、ハザードマップの見方を紹介し、ハザードマップ上で自宅、通学路、避難所を確認、避難行動について学習（H30.9.28）
 - 三条市立本成寺中学校：1年生を対象に三条市の逃げどきマップを使用して通学途中での避難行動について学習（H30.11.29）
 - 長岡市立長岡東中学校：全学年を対象にハザードマップの見方を紹介し、ハザードマップ上で自宅、通学路、避難所を確認、避難行動について学習（H31.1.21）
- 今後、指定支援学校等と連携を図り、『自ら気づき、発見する』ことを促すための防災教育プログラムの作成及び同プログラムの実施・改善を進めていく。

■ 防災教育の様子



スライドで信濃川の概要、地球温暖化に伴う気象災害の変化、ハザードマップの見方を紹介。



グループ毎に分かれ、ハザードマップを使い、ある特定地域における水害リスクを考え、その地域に住民の避難場所としてふさわしい場所を理由とあわせて検討、発表してもらった。

生徒からの感想

- 自分の家が浸水区域で危険な場所と知り驚いた。
- 自分の家は浸水しないが、川が近くにあるので、大雨・洪水警報が出たら油断してはいけないと思った。
- 日頃からの水害に対する備えが大切さがわかった。
- 自分のことは自分で守ることがわかった。

※防災教育のほかにも、信濃川河川事務所では各種出前講座を行っています。

要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進に向けた取組事例

実施機関	取組内容	参考URL
① 高知県高知市	・要配慮者利用施設を所管する担当部課を対象とした水防法、土砂災害防止法の説明会を開催	http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/diary/mo nobe_gensai/h300927-7.pdf
② 富山県射水市	・要配慮者利用施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼、庁内の推進体制を確認。 ・対象施設への避難確保計画策定等義務化通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供	http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/upload/file/180605_gensai4/04%20torikumi-syusei.pdf
③ 群馬県	・県の関係部局が主体となって、国交省と連携して、要配慮者利用施設の管理者や監督する市町村担当者に対して説明会を開催 (30市町村、1850施設が出席)	http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000682313.pdf
④ 豊川水防災サミットの構成市町村	・市町村(防災部局及び福祉部局)が主体となって、避難確保計画作成に係る講習会をH30年度に複数回開催予定。 ・提出のあった避難確保計画について、マニュアルと照らし合わせて、内容確認をすることとしている。	http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/bohsai/mizu/toyogawa/pdf/h300509/4-shiryousai-1.pdf

物部川 水防災意識社会 再構築ビジョンの取組状況
 ～要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた支援の検討～ 【高知市】

要配慮者利用施設による避難確保計画作成への支援のため、庁内所管課を対象とした水防法、土砂災害法の改正に関する説明会を開催した。 【実施機関】高知市

- 1 日 時 : 平成29年11月30日(木) 10:15～11:30
- 2 出席者 : 高知市 各施設担当課
 (介護保険課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 地域保健課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 子ども家庭支援センター, 教育政策課)
- 3 内 容 : ・水防法改正についての背景, 概要, 避難確保計画作成の手引き等について国土交通省資料に基づき説明。
 ・今後のスケジュールについての協議。

水防法及び土砂災害防止法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画等に関する説明会
 10/29 11:30 防災政策課

1 水防法及び土砂災害防止法の改正について

根拠
 『水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)』の施行により、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促すため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年11月30日に改正され、国土交通省が作成した要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等に係る、利用者の同意等に関する避難確保計画の作成及び避難確保計画の策定が義務付けられた。

背景

平成27年8月 関東・東北豪雨

平成29年10月 台風第19号

○平成27年8月関東・東北豪雨や、平成28年10月台風19号等では、激しい雨による多量の死者や甚大な経済損失が発生。
 ○全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「防災施策により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない状況は必ず発生するもの」と意識を根本的に転換し、ハードソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務

(国土交通省資料「水防法の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)」)



カテゴリ	要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組
内容	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
実施主体	射水市

- ・対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼、庁内の推進体制を確認した。
- ・対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始

【詳細】

H29. 8. 25 地域防災計画に位置付ける要配慮者利用施設を見直し（市防災会議）

H30. 2. 9 避難確保計画作成等推進に関する関係課会議開催

H30. 2. 15 対象施設への避難確保計画策定等義務化通知及び資料提供を開始

＜施設への主な提供資料＞

- ・事業所がある場所の河川氾濫時における浸水深の想定
- ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）
- ・市の洪水害における避難勧告等の主な判断基準
- ・避難確保計画様式（射水市版作成例）
- ・緊急避難場所一覧
- ・市HP防災コーナーに「要配慮者利用施設避難確保計画作成支援」の項目を新設

「渡良瀬川の減災に係る取組方針」の実施状況

取組機関：群馬県

情報提供、避難計画等に関する取組

○具体的取組：要配慮者利用施設の管理者への説明会

○実施概要

群馬県では、要配慮者利用施設の水害・土砂災害対策に対して適切な避難行動がとられるよう、国土交通省、県関係部局と連携し、要配慮者利用施設の管理者や監督する市町村担当者に対して、河川・砂防情報等に関する理解を深めていただくための説明会を実施し、30市町村、1850施設に出席いただきました。

要配慮者利用施設説明会



わかりやすい情報提供

【河川監視カメラの設置・公開】

- ・洪水予報河川・水位周知河川 19河川 34観測所に設置予定
- ・H29. 6月より順次設置・公開

河川監視カメラのレイアウト



スマートホンの画面



(5) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会 (2/2)

・ 避難場所、避難ルートの検討

など

平成29年度までの実施内容

- ・ 要配慮者利用施設管理者に対する水害土砂災害への備えに関する説明会

平成30年度の実施予定

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会

三重県津市での試行結果を活用



(仮称)講習会の企画調整及び運営マニュアル

【活用主体】

市町村、都道府県、減災対策協議会

【マニュアル内容(案)】

- ①前期講習会(座学)
 - ・講習会の目的と実施内容
 - ・講習会当日までの全体スケジュール
 - ・事前準備作業内容
 - ・当日の運営上の留意点
 - ・講習会資料(案)
 - ・講習会不参加施設への対応方法
 - ・フォローアップ上の留意点
- ②後期講習会(ワールドカフェ方式)
 - ・ワールドカフェの目的及び効果
 - ・講習会当日までの全体スケジュール
 - ・事前準備作業内容
 - ・当日の運営上の留意点
 - ・ワールドカフェの進め方
 - ・ワールドカフェの実施事例(試行結果概要)
- ③参考資料
 - ・Q&A、作成事例集

活用

支援

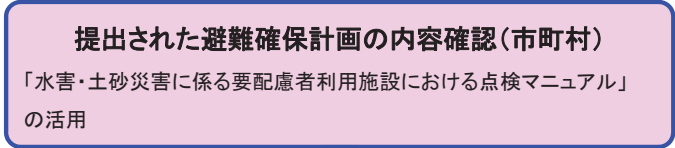
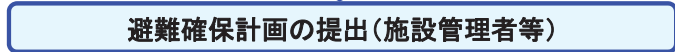
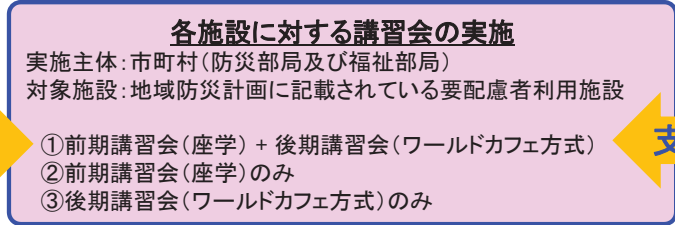
国・都道府県

【短期目標】

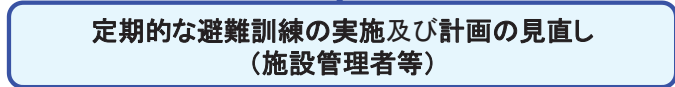
前・後期講習会、前期講習会による【率】の向上
市町村の講習会開催を支援し、平成33年までに作成率100%を目指す

【中(長)期目標】

後期講習会(ワールドカフェ方式)による【質】の向上
作成した計画の実効性の確保(訓練)による逃げ遅れによる被害ゼロを目指す



避難訓練の実施事例等の情報提供



3. 減災目標を達成するための取組について

① <様式 1 > 取組一覧

信濃川中流及び魚野川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) (北陸地整～三条市)

様式1-取組一覧

減災のための取組方針 (概ね5年間)		北陸地整		新潟県		新潟県地方気象台		新潟市		長岡市		三条市	
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組													
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策													
		<信濃川> ・堤防整備等 ・河道掘削 <魚野川> ・堤防整備等 ・河道掘削 <洪海川、黒川、表沢川、十二沢川、田川ほか> ・河川改修	U・V	・大河津分水路山地部掘削 ・川井地区堤防整備 ・岩沢地区河道掘削 ・浸透対策箇所等の堤防整備 等 ・上記箇所について、整備中	引き続き実施	・洪水を安全に流すためのハード対策を推進する。 (洪海川、黒川、表沢川、十二沢川、田川ほか) ・上記箇所について、整備中 ・田川他災害復旧助成事業について事業完了	引き続き実施						
■危機管理型ハード対策													
		<信濃川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強 <魚野川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強 <県管理河川> ・堤防天端の保護	W	・根小屋地区堤防裏法尻保護 ・九日町地区堤防天端保護 等 ・裏法尻保護については整備完了 ・天端保護については、一部地区を除き整備完了	H28年度から順次整備	・堤防天端の保護 ・洪海川、佐梨川、魚野川ほかで実施	H28年度以降検討						
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備													
		水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	Q	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等を配備 ・水防月間行事として毎年継続して取り組み中 ・必要な資機材の確認作業等を実施中	・引き続き実施 ・H28年度から検討 ・引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防資機材の配備状況の確認・整備 ・新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。 ・合同巡視時及び河川巡視時に確認。必要に応じて整備 ・水防倉庫の修繕実施(信濃川下流) ・耐候性土のうの配備	・引き続き実施 ・H28年度以降検討 ・引き続き実施 ・引き続き実施	・河川管理者や水防団と連携し水防資機材の配備状況の確認や整備を行う。 ・河川管理者と連携し重要水防箇所の巡視に合わせて水防資機材の配備状況の確認を行った。【H30年5月23日】	H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討 ・情報を収集し、必要性を検討予定	H28年度から検討	・水防資材の十分な確保 ・水防資材の十分な確保	・引き続き実施 ・引き続き実施
		簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	J・L	・危険箇所における監視設備の効果的整備の推進 ・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置 ・H28年度にて、特定区間危険箇所3箇所における簡易水位計、CCTVともに整備済み ・H30年度にて、危機管理型水位計の設置を管内28箇所設置予定 ・H31年度にて、簡易CCTVを16箇所に新設予定	・引き続き実施 ・H28年度から順次整備	・水位計・量水標の設置 ・洪水危険箇所における河川カメラ設置 ・刈谷田川(大沼新田)に水位計を設置(信濃川下流) ・黒川、田川、晒川に量水標設置 ・信濃川中流域の27河川30箇所に危機管理型水位計を設置	・順次実施 ・引き続き実施					・危機管理型水位計の設置 ・危機管理型水位計の設置	・H30年度完了予定 ・H30年度完了
		河川管理施設における耐水化の検討及び整備の推進	S	・現状を再確認し、施設毎、対象毎に対策を検討 ・H28年度にて事務所自家発電装置の燃料移送ポンプ耐水化 ・CCTV施設は、現地調査を完了、要対策箇所5箇所中2箇所対策済み、残りの3箇所については引き続き対策予定 ・その他重要施設の浸水対応箇所については現地調査を完了、要対策箇所2箇所対策済み	・H28年度から順次整備 ・引き続き実施			・市役所本庁舎においては、屋上にも自家発電設備を設置するなど、水害時の対応を実施。 ・市役所本庁舎においては、屋上にも自家発電設備を設置するなど、水害時の対応を実施済み。	・引き続き実施 ・実施済み	・市役所本庁舎及び消防本部庁舎において、非常用発電設備を整備 ・市役所本庁舎及び消防本部庁舎において、非常用発電設備を整備済み	・引き続き実施 ・実施済み	・新たな浸水想定区域に対応した対策の必要性の調査等を含め検討 ・新たな浸水想定区域に対応した対策の必要性の調査等を含め検討	・今後検討 ・今後検討
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み													
■情報伝達・避難計画等に関する取り組み													
		想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(信濃川・魚野川・県管理河川)の公表	D・E・F	・信濃川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・魚野川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の信濃川氾濫シミュレーションの公表 ・想定最大規模降雨の魚野川氾濫シミュレーションの公表 ・信濃川、魚野川L2浸水想定区域図は策定・公表済み ・平成30年7月より浸水ナビによる公表開始	・引き続き実施 ・H30年度完了	・県管理河川の想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表を行う。 ・黒川、太田川、洪海川、魚野川、破間川、栖吉川、三国川(水位周知河川)について策定、公表済み。 ・信濃川についてもH30.11.20に公表し、義務河川分の公表が完了。	・引き続き実施						

信濃川中流及び魚野川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) (北陸地整～三条市)

様式1-取組一覧

減災のための取組方針 (概ね5年間)		北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		新潟市		長岡市		三条市			
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
		避難所の再設定(立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討)	D・E F	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供 ・想定最大規模降雨の信濃川及び魚野川氾濫シミュレーションの公表 ・順次情報提供予定	引き続き実施 ・引き続き実施中	・避難所の検討に必要な浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の提供を行う。 ・順次情報提供予定	H28年度以降検討 引き続き実施中	・再設定に必要な情報の提供及び策定を支援 要請に応じて気象部分の支援を行う。	H28年度から順次実施 引き続き実施	・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認後、新潟市洪水ハザードマップ(平成30年3月HP掲載)において、避難所の評価を記載。	新潟県からの情報提供後から実施 ・H29年度に実施	・避難所の浸水深等の確認及び避難の可否について確認 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討 ・新たな洪水ハザードマップ作成業務において検討中。	H29年度以降実施 引き続き実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認 ・家屋倒壊危険区域等を確認し、立ち退き避難が必要な区域における柔軟な避難方法を検討・周知 ・新たな洪水ハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	新潟県からの情報提供後から実施 実施中
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取組み															
■情報伝達・避難計画等に関する取組み															
		新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D・E F	・作成に必要な情報を市町村に提供(浸水想定区域図や浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報、氾濫シミュレーションのデータ等) ・浸水想定区域図等のデータは提供済・今後、避難計画検討に資する情報の提供などで、市町村の策定作業を支援していく	H28年度から実施 引き続き実施	・ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成と公表 ・順次情報提供予定	引き続き実施 引き続き実施			・新たな浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップへの改良と、出前講座などを活用した周知・広報を実施する。 ・新潟市総合ハザードマップ作成・全戸配布(平成30年度中)を行い、市民に周知	新潟県からの情報提供後から実施 ・H30年度中全戸配布	・新たな浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップの策定を行い、全戸配布により周知 ・新たな洪水ハザードマップの策定に向け調査を実施中	H29年度以降実施 引き続き実施	・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	新潟県からの情報提供後から実施 実施中
		水位予測の検討及び精度の向上	B・L	・現状予測時間(～3時間) ・更に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測精度の向上の検討・システム改良 ・H28年度より、システム改良を実施中 ・H30年7月に運用を開始した共有プラットフォームにおいても情報提供を実施	H28年度から順次実施 引き続き実施	・洪水予測の検討 ・上流水位局による下流水位予測の検討 ・水位観測所地点の河川横断の再確認を実施	H28年度以降検討 引き続き実施								
		要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う ・災害情報普及支援室の周知 ・協議会やその他個別調整の場にて適宜フォローアップ中 ・信濃川にて避難確保計画のサンプル及び解説集を独自に作成しHP公開済み。	引き続き実施 引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う ・新潟市要配慮者利用者施設への説明会へ参加(信濃川下流) ・要配慮者利用施設向け啓発資料を作成	引き続き実施 引き続き実施			・要配慮者利用施設について、説明会の実施やお知らせの送付などにより避難計画策定の推進を行う。 ・要配慮者利用対象施設へ避難確保計画策定の依頼を実施【H30年6月～】 提出件数706件 対象施設1,193件【H31年1月末時点】 ・未提出の施設に対して、提出を促す。	H28年度から実施 引き続き促進	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う(一部施設策定済み) ・要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定依頼及び施設情報(住所・電話番号等)の更新	引き続き実施 引き続き実施	・要配慮者利用施設に対し必要な情報提供を行い、避難計画策定を促す。 ・要配慮者利用施設に対し必要な情報提供を行い、避難計画策定を促す。	新潟県からの情報提供後から検討 実施中
		避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備、及び検証と改善	C	・未整備自治体とのタイムラインの整備 ・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供等 ・H28年度末にて下流域の未整備自治体を含め整備済み ・整備済み自治体とのホットライン連絡先(第2者まで)を明記 ・検証や改善については、出水に応じて適宜実施予定	H28年度から順次整備 引き続き実施	・市町が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供など ・刈谷田川、黒川、破間川、魚野川について、関係自治体と作成 ・水位周知河川について、1河川/1事務所作成中	H28年度以降検討 引き続き実施	・北陸地整・県・市・町・村と共同し、作成を支援 要請に応じて気象部分の支援を行う。	順次実施 引き続き実施	・ホットラインのタイミングや庁内の体制などについて、タイムラインの改善を実施する。 ・洪水対応演習時にタイムラインを確認。【H30年4月20日】	H28年度から検討 引き続き実施	・信濃川等の各観測所ごとにタイムラインを策定し、必要に応じて見直しを実施 ・必要に応じて見直しを検討	引き続き実施 引き続き実施	・水防法の改正に伴う浸水想定区域の見直しや、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、ワーキングを開催して検証を行い、必要な見直しや新たな課題の抽出を行っている。 ・水防法の改正に伴う浸水想定区域の見直しや、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、ワーキングを開催して検証を行い、必要な見直しや新たな課題の抽出を行っている。	引き続き実施 引き続き実施
		タイムラインに基づく実践的な訓練	C	・新潟県、市町村等と共同で情報伝達訓練を実施する。 ・洪水対応演習での実施 その他訓練の計画検討	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施 洪水対応演習での実施	H28年度以降検討 引き続き毎年実施	・北陸地整・県・市・町・村と共同し、訓練実施を支援 要請に応じて気象部分の支援を行う。	順次実施 引き続き実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加【H30年4月20日】	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	・防災訓練において、タイムラインに基づく訓練を検討(洪水演習では実施済み) ・【H30.4.20】洪水対応演習により実施済み 防災訓練については水害想定の際に検討	H29年度から検討 引き続き実施	・市の水害対応総合防災訓練で実施 ・市の水害対応総合防災訓練で実施	引き続き実施 引き続き実施
		参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	D・E	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・必要に応じて、順次資料提供等の支援を予定 ・協議会を介して情報提供(共有)を実施していく予定	H28年度から順次実施 H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・市町村間の調整や運営上の課題への支援 市町村防災担当課長会議を通じて情報提供を実施	引き続き実施 引き続き実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 要請に応じて気象部分の支援を行う。	H28年度から順次実施 引き続き実施	広域避難の現実性について検討する。 引き続き広域避難の現実性について検討する。	H28年度から検討 引き続き検討	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互援助協定 ・北陸地整、新潟県からの情報提供後に検討	H29年度以降検討 H31年度以降検討	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互援助協定 ・想定最大規模の降雨による浸水を考慮した広域避難計画の検討 ・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互援助協定 ・想定最大規模の降雨による浸水を考慮した広域避難計画の検討	引き続き実施 新潟県からの情報提供後から実施 引き続き実施 実施中
		プッシュ型の洪水予報等の情報発信	G・H I	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・信濃川水系として信濃川下流と一元化し、共有・閲覧できるシステム(共有プラットフォーム化)の整備・活用 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・H29年5月よりプッシュ型配信の運用を開始 ・平成30年7月より共有プラットフォームの運用を開始	順次実施 H29.5に整備済み H28年度から着手	・洪水時における水位の緊急速報メールの検討 ・未実施	H28年度以降検討 H31年度以降検討	・気象警報、注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値を周知 ・必要に応じて、自治体に情報伝達(ホットライン)を実施 【H29.5.17】 ・「危険度の色分け表示」実施 従来の文字形式から警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想値を表形式で提供。	引き続き実施 引き続き実施				・三条市メール配信サービス登録者の増加に向けた取組を実施 ・三条市メール配信サービス登録者の増加に向けた取組を実施	引き続き実施 引き続き実施	

項目	減災のための取組方針 (概ね5年間)		北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		新潟市		長岡市		三条市							
	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期					
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み																				
■情報伝達・避難計画等に関する取り組み																				
		リアルタイムの雨量・水位データやライブカメラ映像の提供等、防災情報の充実	B・L J	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供 (信濃川水系として信濃川下流と一元化し、共有・閲覧できるシステム(共有プラットフォーム化)の整備・活用) ・信濃川河川事務所HP等で提供中 ・平成30年7月より運用を開始した共有プラットフォームにおいても情報提供を実施	引き続き実施	・水位計・量水標の設置 ・洪水危険箇所における河川カメラの設置	H28年度以降検討						・ホームページ上で水位計、雨量計の情報及び河川カメラの映像を公開	引き続き実施	・河川監視カメラによるライブ映像の提供	引き続き実施				
		防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G・H			・刈谷田川(大沼新田)に水位計を設置(信濃川下流) ・黒川、田川、晒川に量水標設置 ・清津川の水位データの提供	引き続き実施						・津波用として設置してある同報無線について河川洪水用としても活用するよう、既存設備の運用変更を行う。 ・危険箇所の範囲や避難所の位置を分かりやすく表示する「にいがた防災アプリ」について、更なる普及のため周知・広報を実施する。 ・緊急告知FMラジオの購入費助成制度について、更なる普及のため周知・広報を実施する。	H28年度から実施	・緊急告知FMラジオを町内会、民生委員、避難行動要支援者、公共施設等に配布 ・緊急告知FMラジオ購入費補助制度の周知	引き続き実施	・防災行政無線の聞き取りづらい地域への対応(既存施設へのスピーカーの増設等)	引き続き実施		
		気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善及び流域雨量指数(洪水予報の危険度分布)を活用した水害危険性周知の検討	J・E			・流域雨量指数(洪水予報の危険度分布)を活用した水害危険性周知を検討	H29年度以降検討	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度出水期から実施					・津波用として設置してある同報無線について河川洪水用としても活用するよう、既存設備の運用変更を行った。 ・「にいがた防災アプリ」について、更なる普及のため市HP及び市報にいがたに掲載し市民に周知。 ・緊急告知FMラジオの購入費助成制度について、市HP及び市報にいがたに掲載し市民に周知。	引き続き実施	・新規要支援者へFMラジオ配布済み ・購入費補助制度については引き続きホームページ等で周知	引き続き実施	・防災行政無線の聞き取りづらい地域への対応(既存施設へのスピーカーの増設等)	引き続き実施	
		水位周知河川の見直し及び追加指定の検討	E			・水位周知河川の見直し及び追加指定の検討	H29年度以降検討													
		浸水被害軽減地区の指定のための情報提供及び複数市町村に影響が想定される場合の共有、連携	D・E			・被害軽減に効果がある場合は市町村に情報提供する	順次実施	・浸水被害軽減地区の指定のために必要な情報があれば市町村と共有	順次実施					対象なし		情報を収集し、必要性を検討する。	H30年度以降検討	対象なし		
						・被害軽減に効果がある場合は市町村に情報提供する	順次実施	検討中								情報を収集し、必要性を検討予定	H30年度以降検討			

信濃川中流及び魚野川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) (北陸地整～三条市)

様式1-取組一覧

項目	減災のための取組方針 (概ね5年間)		北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		新潟市		長岡市		三条市		
	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2. ソフト対策の主な取組 ②氾濫被害の軽減のための水防等の水害対応の取り組み															
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化															
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施		L	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、新潟県・市町村と共同で情報伝達訓練を実施 ・水防連絡会等を利用した体制確認、訓練の実施	引き続き実施 毎年実施	・出水時における連絡体制の確認 ・情報伝達訓練の実施 ・水防連絡会開催時に連絡体制の確認 ・洪水対応演習の実施	順次実施 引き続き毎年実施	・情報伝達訓練への支援 ・信濃川中流及び魚野川に係る洪水対応演習を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・信濃川下流水防連絡会にて連絡体制を確認【H30年4月19日】 ・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加【H30年4月20日】	引き続き毎年実施	・水防連絡会による連絡体制の確認 ・無線定時交信の実施 ・河川管理者が実施する情報伝達訓練への参加 ・【H30.4.18】水防連絡会による連絡体制の確認を実施 ・週一回、無線定時交信を実施 ・【H30.4.20】河川管理者が実施する情報伝達訓練へ参加	引き続き実施 毎年実施	・関係機関の情報伝達訓練及び三条市における水害対応総合防災訓練の実施 ・関係機関の情報伝達訓練及び三条市における水害対応総合防災訓練の実施	引き続き実施
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施		P	・水防管理団体が行う訓練への積極的な参加 ・水防工法講習会の支援等を実施 ・水防月間行事として毎年継続して取り組み	引き続き毎年実施 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。 ・水防訓練(大河津・長岡・越路、十日町、魚野川、信濃川下流(信濃川下流))に参加	順次実施 引き続き毎年実施	・関係機関等の要請により、訓練への支援 ・関係機関が連携した信濃川下流水防訓練(三条市上須頃地区)に参加し、水防工法を習得【H30年5月13日】	引き続き実施 引き続き実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施 ・関係機関が連携した水防訓練(三条市上須頃地区)に参加し、水防工法を習得【H30年5月13日】	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	・水防連絡会主催の合同水防訓練に参加 ・【H30.5.20】関係機関が連携した水防実働訓練へ参加(大河津・長岡・越路地区合同水防訓練) ・【H30.5.22】関係機関が連携した水防実働訓練へ参加(魚野川夜間水防訓練)	引き続き実施 毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練の実施 ・関係機関が連携した水防実働訓練の実施	引き続き実施
2. ソフト対策の主な取組 ②氾濫被害の軽減のための水防等の水害対応の取り組み															
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化															
	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進		O							・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 ・各種イベント等あらゆる機会をとらえ、消防団員の入団促進活動を実施。	引き続き毎年実施 引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進 ・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進	引き続き実施 毎年実施	・防災活動協力事業所の募集を促進する。 ・防災活動協力事業所の募集を促進する。	引き続き実施
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		O・P							・災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している各団体との連携 ・災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している各団体との連携	引き続き実施 引き続き実施	・情報を収集し、必要性を検討 ・災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している長岡市建設業協会等各団体との連携	引き続き実施 引き続き実施	・災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している三条市建設業協会等との連携 ・災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している三条市建設業協会等との連携	引き続き実施 引き続き実施
	排水機場・水門・樋門等の情報共有、大規模水害を想定した排水計画の検討		T・U	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ、排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討 ・進入路等の基礎検討について実施中	H28年度から順次実施 H28年度から検討	・出水期前の合同巡視で河川管理施設の情報共有を図る ・合同巡視時に排水機場、水門の情報共有を行う。 ・関係機関と連携した樋門、排水機場操作訓練の実施	H28年度以降検討 引き続き毎年実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定 ・検討中。	H29年度から検討 引き続き検討	・所管する樋門等の操作要領や操作方法等についての現状把握を実施 ・所管する樋門等の操作要領や操作方法等についての現状把握を実施	H29年度以降の実施を検討 引き続き実施	・関係機関と協力して検討を実施 ・関係機関と協力して検討を実施	今後検討 今後検討
	排水計画に基づく排水訓練の実施		U	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への積極的な参加 ・現状把握等、基礎検討について実施中 ・水防月間行事として毎年継続して訓練参加	引き続き実施 H28年度から検討 引き続き毎年実施	・排水ポンプ車の実働訓練の実施 ・排水ポンプ車実働訓練へ参加 ・災害対策車両の訓練(新潟市北区新崎)へ参加(信濃川下流) ・関係機関と連携した樋門、排水機場操作訓練の実施	H28年度以降検討 引き続き毎年実施			・水防訓練と合同で実施 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加を検討 ・関係機関が連携した信濃川下流水防訓練(三条市上須頃地区)に参加【H30年5月13日】	H29年度から実施 引き続き実施	・関係機関が連携した排水実働訓練の実施 ・今年度は未実施	引き続き実施 引き続き実施	・河川事務所や水防活動協力事業所等と連携した排水実働訓練の実施 ・河川事務所や水防活動協力事業所等と連携した排水実働訓練の実施	引き続き実施 引き続き実施
	大規模災害時の活動拠点等配置計画の検討を実施		R・U	・復旧活動の拠点等配置計画の検討及び救援・救助の広域支援拠点等の検討を支援 ・防災ステーションの整備を含めた基礎検討について実施中	H28年度から検討 H28年度から検討	・復旧活動の拠点等配置計画の検討及び救援・救助の広域支援拠点等の検討を支援 ・未実施	H28年度から検討 H30年度から検討			・新たな浸水想定区域に対応した人員や物資の輸送・供給計画の見直しを検討 ・水防センターの整備を行う。【新潟市天野地区】 ・江南区天野地区河川防災ステーション内における防災活動等施設整備に関して、平成30年度は、北陸地方整備局へ社会資本整備総合交付金の申請を行った。	新潟県からの情報提供後に検討 平成30年度以降実施 平成31年1月に交付金に交付金	・広域支援拠点等の配置等を検討 ・新潟県からの情報提供後に検討予定	新潟県の動向を踏まえて検討 新潟県の動向を踏まえて検討	・新たな浸水想定区域に対応した拠点等配置の見直しを検討 ・新たな浸水想定区域に対応した拠点等配置の見直しを検討	新潟県からの情報提供後に検討 実施中
	適正なダム操作に資する水位流量データの入手方法等の検討		-	・一般住民等へ向けた「ダム防災情報提供システム」の構築及び情報共有 ・他の進捗に合わせて順次実施	引き続き実施 引き続き実施	・「新潟県河川防災情報システム」のダム情報による一般住民等へ向けた情報共有 ・「新潟県河川防災情報システム」のダム情報(広神ダム、破間川ダム、城川ダム、刈谷田ダム、笠堀ダム、大谷ダム(信濃川下流))において実施中	引き続き実施 引き続き実施								

減災のための取組方針 (概ね5年間)		北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		新潟市		長岡市		三条市				
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期			
2. ソフト対策の主な取組 ③①・②の実効性を確保するための訓練・防災教育の取り組み																
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取り組み																
		自治会や地域住民も参加する洪水に対してリスクが高い箇所での共同点検の実施	L・M N	・重要水防箇所等の共同点検を実施 ・引き続き実施していく	引き続き毎年実施 ・引き続き実施	・出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施 ・未実施	順次実施 H30年度から検討			・河川管理者と水防団や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・河川管理者と実施した信濃川下流重要水防箇所の共同点検に新潟市職員・消防局職員計25名参加【H30年5月23日】	順次毎年実施 順次毎年実施	・水防連絡会等が実施する河川合同巡視に併せて実施 ・【H30.5.24】河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施(長岡・大津地区) ・【H30.5.15】河川管理者と自治体等で重要水防箇所等の共同点検を実施(魚野川) ・【H30.5.25】河川管理者と自治体等で重要水防箇所等の共同点検を実施(越路地区) ・【H30.6.5-6】県管理河川において河川管理者と自治体等で重要水防箇所等の共同点検を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	・水害リスクの高い箇所について、河川事務所、地域住民等と共同点検を実施する。 ・水害リスクの高い箇所について、河川事務所、地域住民等と共同点検を実施する。	H27年度実施(上須頃地区) 引き続き実施	
		住民を対象とした水防災教育の実施	A	・地域防災ワークショップへの協力 ・防災・河川環境教育の充実に係る取組強化を実施 当面は支援実施校における指導計画作成の支援を予定	・H28年度から順次着手 ・引き続き実施	・栖吉川(川崎小学校ほか)、信濃川(水沢中学校において、出前講座を実施) ・刈谷田川(名木野小学校ほか)、西川(島工業団地組合)において、出前講座を実施(信濃川下流) ・中ノ口川(味方小学校ほか)において、信濃川下流事務所と連携して、防災教育(学習会)を実施。	引き続き実施	・要請に応じて出前講座等を実施	引き続き実施	・新潟県防災教育プログラムに基づき全小中学校の各学年で、防災教育(洪水災害)を実施する ・各校の特徴、地域特性に応じて新潟県防災教育プログラムの自校化を進める。 ・防災に関する体験学習を行う施設や出前講話などを行ってくれる組織と連携した防災学習を促進する。 ・学校と家庭や地域が連携した実践的な防災教育を実施	H27年度から実施 引き続き毎年実施	・年1回出水期前に、町内会長等を対象とした防災対策説明会を実施 ・小中学生の子をもつ世帯を対象とした親子防災キャンプの実施 ・防災教育コンテンツ(教材)を小中学校に設置し、防災教育で活用するとともに、必要に応じて講師を派遣	引き続き実施 H28年度から実施	・全小中学校・全学年で防災教育授業を実施 ・全小中学校・全学年で防災教育授業を実施	H25年度から実施 H25年度から実施	
		出前講座等を活用し、水防災に関する説明会を開催	A	・プレゼン資料をあらかじめ作成するよう検討 ・水防災に関するコンテンツを作成	・H28年度から順次実施 ・引き続き実施	・浜海川(町内会)において、出前講座を実施。 ・中ノ口川(新潟市南区)において、出前講座を実施。	引き続き実施	・機会あるごとに水防災に関する防災気象情報を説明。 【H30.7.9】新潟県建設技術センター主催のクリエイティブセミナーにおいて、県、市町村職員を対象に「大雨災害に備えて」と題した出前講座を実施、約200名参加。	引き続き実施	・自主防災組織や消防団など住民向けに、出前講座や勉強会を実施。(啓発DVDや豪雨・台風動画の視聴、職員による講演など)	新潟県からの情報提供後に検討 引き続き実施	・町内会等の依頼に応じて職員を派遣し、出前講座を実施 ・町内会等の依頼に応じて出前講座を実施中	引き続き実施	・自治会長や民生委員等向けに、防災に関する説明会を実施 ・自治会長や民生委員等向けに、防災に関する説明会を実施	引き続き実施 引き続き実施	
		まるごと・まちごとハザードマップの整備・拡充	D・F I	・実施を計画する市町村と連携を図り、整備を支援 ・H28年度は弥彦村と連携し、整備の支援を実施	H28年度から順次整備 ・H28年度から順次実施 ・引き続き実施	・実施を計画する市町村と連携を図り、整備を支援 ・未実施	H28年度から順次整備 H30年度から検討					・ハザードマップの見直しの際に検討する ・ハザードマップの見直しの際に検討予定	H29年度以降検討 H30年度以降検討	・避難所の見直し等に伴う変更を実施 ・避難所の見直し等に伴う変更を実施	引き続き実施 引き続き実施	
		ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	D・E F	・ハザードマップポータルサイトの周知サポートにより地図情報等の活用を促進 ・機会を捉えた周知、活用促進を促す	引き続き実施 ・引き続き実施											
		効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報の実施	H	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報を実施 ・他の進捗に合わせて順次実施 ・協議会等、機会を捉えて促進を促す	平成28年度から実施 ・H28年度から実施 ・引き続き実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 ・家庭用保存版クリアファイル「洪水から命を守る」を配布等実施 ・洪水時避難啓発ポスターを掲示 県・市の庁舎等…通年 ファミリーマート…水防月間前後の2週間	引き続き実施	・大雨に対する備えを記したパンフレットを発行し、必要に応じて配布実施 【H30.9月下旬より】 ・ポスター「身に迫る災害を一目で確認 危険度分布」を市町村、駅、道の駅等に順次配布。	引き続き実施	・河川管理者が作成した水防災に関するパンフレットを区役所の窓口に設置し、市民へ配布。	新潟県からの情報提供後に検討 引き続き実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 ・県や河川管理者から提供された広報や資料を配布。 ・H30年度は大雨の洪水ハザードマップをコミュニティセンターに配布。	H29年度以降検討 引き続き実施	・三条市豪雨災害対応ガイドブックを活用し、住民の水害や避難に対する意識を高めていく ・三条市豪雨災害対応ガイドブックを活用し、住民の水害や避難に対する意識を高めていく	引き続き実施 引き続き実施	
		住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K							・自主防災組織の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるための研修を実施する。	引き続き実施	・防災訓練を実施した自主防災会に対し、活動報償金を支給 ・「中越市民防災安全大学」を開講し、地域の防災リーダーの育成を図る ・自主防災会が整備する防災備品に対し、補助金を支給	引き続き実施 H28年度から実施	・自主防災組織の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるための研修を実施する。 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	引き続き実施 今後検討	
										・単独で自主防災組織を結成する際に、西区は独自で助成するなど設立支援を実施。 ・自主防災組織や消防団など住民向けに出前講座や勉強会を実施。	引き続き実施	・訓練を実施した自主防災会に活動報償金を支給 ・今年度の安全大学で54名が卒業 ・自主防災会が整備した防災備品に補助金を支給 ・防災の専門知識を有するアドバイザーを自主防災会等に派遣し、自主防災活動を支援	引き続き実施	・自主防災組織の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるための研修を実施する。 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	引き続き実施 今後検討	

減災のための取組方針 (概ね5年間)		小千谷市		見附市		十日町市		燕市		魚沼市		南魚沼市			
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
1. ハード対策の主な取組															
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策															
		<信濃川> ・堤防整備等 ・河道掘削 <魚野川> ・堤防整備等 ・河道掘削 <洪水川、黒川、表沢川、十二沢川、田川ほか> ・河川改修	U・V												
■危機管理型ハード対策															
		<信濃川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強 <魚野川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強 <県管理河川> ・堤防天端の保護	W												
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備															
		水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	Q	河川管理者と市、消防本部、水防団等と連携を図り、新技術を活用した水防資機材等の検討を含め、配備状況の確認や整備を行う。 ・水防資機材等の検討を行い、必要に応じ更新・配備を行っている。	H28年度から実施 継続	河川管理者と連携を図り、必要資機材の配備について検討を行う。 ・必要に応じ更新・配置を行っている	H28年度から検討 継続	・河川管理者と市・消防本部・水防団等で資機材を確認する。(合同巡視) 継続	H28年度から検討 継続	水防団のニーズに応じた資機材を配備することで、水防活動の効率化を図っていく。 ・引き続き実施	引き続き実施	・水防活動に、より効果的な資機材への更新・配置及び数量の確保を図る。 ・資機材の配置検討	H28年度から検討 継続実施		
		簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	J・L												
		浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	S	浸水時における施設の浸水想定状況や施設の現状を確認し対応を検討する。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き実施	浸水想定状況や施設状況等に応じて、今後の対応について検討する。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	・今後、順次検討。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	・庁舎4階に自家発電装置を整備済。 実施済	実施済	・消防本部は対策済み ・小出庁舎は一部対策済み、新庁舎建設により対応 ・対策を講じた新庁舎を現在建設中。	・H28年度から検討、H32完了 継続実施	本庁舎・大和庁舎における自家発電装置の耐水化を検討する。 大和庁舎H30完了 本庁舎は今後検討。	H29年度から検討 H31年度実施
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み															
■情報伝達・避難計画等に関する取り組み															
		想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(信濃川・魚野川・県管理河川)の公表	D・E F												
		避難所の再設定(立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討)	D・E F	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく避難所の再設定を検討する。 引き続き検討	H29年度以降 継続	新たな洪水浸水想定区域に基づき、避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認を行って再設定を行う。 引き続き検討	H29年度以降 継続	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく避難所の再設定。 H30年度に市内の全体的な避難所の見直しを実施。	H29年度から順次実施 H30年度実施	・新たな浸水想定に対応した、水害時の避難所について精査。 ・他市町村と広域避難について協議。 引き続き実施	H29年度から検討 引き続き実施	・最大浸水想定等に配慮した避難所の見直し、運用方法の変更 ・指定緊急避難場所、指定避難所の選定作業中。	・H28年度から検討、H29年度以降実施 作業中	新たな浸水想定に基づき検討する。なお、直轄部分では再設定の必要はない。 県管理区間で14箇所見直しを行った。	H29～H30年度実施予定。 (県管理区間の浸水想定が出てから) H30実施済み

減災のための取組方針 (概ね5年間)		小千谷市		見附市		十日町市		燕市		魚沼市		南魚沼市				
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期			
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み																
■情報伝達・避難計画等に関する取り組み																
		新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D・E F	想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを策定する。 H28年度作成済み。	H28年度	新たな洪水想定区域、内水想定区域の検証に基づいた、避難所、避難ルートを示したハザードマップの策定・周知を行う。 ・想定最大規模降雨での刈谷田川の浸水想定区域にもとづくハザードマップ改定に併せて検討	H29年度から検討 H31年度	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを策定する。 H30年度にデータ作成、印刷製本、H31年度出水期前に全世帯へ配布予定。	未定 H30～31年度実施	・新たな浸水想定に対応した、ハザードマップを新規作成、全戸配布により周知 ・H29年度新たなハザードマップ完成。 ・H30年4月に全戸配布。 ・出前講座、女性防災リーダー養成講座、防災会議等で説明。	H29年度から実施 実施済	・最大浸水想定に対応した洪水ハザードマップの見直しを図り、市民に配布、周知する。 ・本年度、L2対応ハザードマップ作成について業務委託により実施。H31年6月市民配付を見込む。	・H30年度以降に実施 作業中	新たな浸水想定に基づく洪水ハザードマップを作成し市民に配布する。 H30ハザードマップ完成、H31マップを市民に配布する。	H31年度実施 H31年度実施	
		水位予測の検討及び精度の向上	B・L													
		要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	K	要配慮者利用施設における避難計画策定の推進や計画策定後の訓練の促進について検討を行う。 要配慮者利用施設に協力し、避難計画の策定等支援を行っている。	H28年度から検討 引き続き実施	要配慮者施設における避難計画策定の推進や計画策定後の訓練の促進について検討を行う。 ・対象となる要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成や訓練の実施について依頼済み ・引き続き実施	H29年度から検討 継続	・要配慮者利用施設の避難計画に水害を位置づけていくことを検討していく。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	・要配慮者施設においての説明会の実施などによる避難計画策定の推進。 ・福祉部局と連携し避難計画策定の推進	H29年度から検討 引き続き実施	・要配慮者利用施設の避難計画の再確認及び訓練の促進を図る ・避難計画の策定について、周知と支援を実施している。	・H28年度から実施 継続実施	一度、説明会（H26年度）を行っているが進んでいないので、再検討する。 福祉部連携し指導を実施している。	H29年度検討 引き続き実施	
		避難勧告の発令等に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備、及び検証と改善	C	策定済みのタイムラインを検証し、見直しを図っていく。 必要に応じて、関係機関と協議し見直しを実施する。	H28年度から実施 必要に応じ実施	策定済みのタイムラインの見直しを行うとともに、市町村間をまたぐ避難勧告のためのタイムラインの整備についても検討を行う。 県との連携により刈谷田川のタイムラインをH28年度に整備済み また、市の内部機関だけでなく、外部の関係機関との連携も含めたタイムラインを作成済み。今後運用しながら随時見直しを行っていく	H28年度から検討 整備済み	・タイムラインの策定。 実施済み	実施済み 実施済み	・策定済みのタイムラインを、検証し見直しを図っていく ・関係機関と協議検証し適宜見直しを図る	引き続き実施 引き続き実施	・既設のタイムラインの実効性向上を図る ・防災訓練にて検証実施。	・H28年度から実施 継続実施	作成済み 作成済み	引き続き検証 引き続き検証	
		タイムラインに基づく実践的な訓練	C	河川管理者や関係機関と連携した情報伝達訓練に参加する。 引き続き実施	H28年度から実施 引き続き実施	防災訓練時にタイムラインを活かした訓練を取り入れるよう検討する。 ・【H30.6】総合防災訓練の想定や訓練内容組み立てにタイムラインも踏まえて検討 ・引き続き、より実践的な訓練となるよう検討	H29年度から検討 継続	・ロールプレイング等の実践的な訓練の検討を行う。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	・庁内での図上訓練や関係機関と連携した訓練の計画 ・関係機関との連携も含め、引き続き実施検討	H29年度から検討 引き続き実施検討	・実災害若しくは想定災害をトレースした災害事象と災害対応の机上訓練等の実施	・H28年度から実施	検討する。 次年度以降の実施を検討。	H29年度実施を検討 H31意向実施	
		参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	D・E	県と関係市町村により検討を行う。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	近隣市町村相互援助協定や遠隔地災害時相互援助協定を見直すとともに、広域避難について検討を行う。 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	・参加市町村とともに検討を行う 引き続き検討	H28年度から検討 引き続き検討	・県が中心となり、関係市町村と協議。 ・引き続き協議を継続	H28年度から検討 引き続き実施	・参加市町村とともに検討を行う。 検討中	・H28年度から検討 検討中	参加市町村と共に検討する。 未検討	H29年度予定 検討	
		プッシュ型の洪水予報等の情報発信	G・H I													
		リアルタイムの雨量・水位データやライブカメラ映像の提供等、防災情報の充実	B・L J			緊急情報メールの登録者増加に向けた取組みや川の防災情報の充実を行う。 ・防災訓練の案内や広報等により登録の呼びかけを実施	引き続き実施 継続									
		防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G・H	防災ラジオは配布済 防災行政無線のデジタル化を検討していく。 防災ラジオは配布済み。 防災行政無線のデジタル化はH32年度に実施予定	H28年度から検討 H32年度に実施予定	同報系無線はデジタル対応済。防災ラジオは自主防災組織資機材として補助対象としている。今後、要配慮者へ整備するか検討を行う。 ・防災ラジオは自主防災組織の資機材補助対象として自主的な整備を支援	H29年度以降検討 引き続き実施	・総合的な情報伝達手段の検討、整備。 デジタル同報系防災行政無線を整備。	H29年度から（予定） H30～32年度実施	・防災行政無線（同報系・移動系）は、デジタル化整備済。 ・汎用ラジオを1台500円で販売中。平成28年4月12日現在で約6,500台、900台を販売。 ・緊急告知FMラジオは約3,000台を無償貸与。新規配布は行っていない。 ・引き続き実施	引き続き実施 引き続き実施	・防災行政無線（移動系）のデジタル化、防災ラジオの整備に着手済み ・効果的な利活用等の推進 ・防災行政無線（同報系）の全域デジタル化 ・H27年度から継続実施 ・H30年度から実施	危険区域内の要配慮世帯への防災ラジオの配布 実施方法について検討中。 実施中	H29から実施予定 引き続き検討		
		気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善及び流域雨量指数（洪水予報の危険度分布）を活用した水害危険性周知の検討	J・B													

項目	事項	減災のための取組方針 (概ね5年間)		小千谷市		見附市		十日町市		燕市		魚沼市		南魚沼市	
		内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		水位周知河川の見直し及び追加指定の検討	B												
		浸水被害軽減地区の指定のための情報提供及び複数市町村に影響が想定される場合の共有、連携	D・E	関係機関と連携し、情報を収集し、検討する。 引き続き検討	H30年度以降 引き続き検討	該当なし		情報を収集し、必要性を検討 引き続き検討	未定	該当なし		関係機関と連携し、検討する 引き続き検討を行う。	未定 検討中	情報収集し今後の検討する。 検討を継続	未定 引き続き検討
2. ソフト対策の主な取組 ②氾濫被害の軽減のための水防等の水害対応の取り組み															
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化															
		水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	L	信濃川・魚野川水防連絡会による連絡体制の確認を行い、河川管理者が実施する情報伝達訓練に参加する。 引き続き実施	引き続き実施	見附市地域防災計画、水防計画にて連絡体制を確認している。今後は伝達訓練を実施していく。	引き続き実施	水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 引き続き実施	引き続き毎年実施	メール・Faxを活用した情報伝達手段の確保、再確認を毎年実施している情報伝達訓練を通じて修正・改善を図る。	引き続き実施	招集及び現場指揮に係る情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	毎年度当初に確認を行っている。	引き続き実施
		関係機関が連携した実働水防訓練の実施	P	・信濃川・魚野川水防連絡会の水防訓練に参加する。 ・市が行う防災訓練に参加する。 引き続き実施	引き続き定実施	市、消防組織、消水防団の連携した訓練を毎年実施。今後は関係機関の連携に努めた訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に水防訓練に参加。 引き続き実施	引き続き毎年参加	毎年実施している水防訓練に今後も継続的に参加する。	引き続き実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施	引き続き毎年実施	夜間水防訓練、総合防災訓練で実施している。	引き続き実施
		水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	O	水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 引き続き実施	引き続き実施	指定地域の町内、区域の消防団に水防団の指定を行っている。今後も水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・広報誌やホームページで水防協力団体を募るページを作成し、募集を検討。 引き続き検討	H28年度から検討	広報誌やホームページで今後も募集を継続する。	引き続き実施	・水防を担う消防団員の確保と協力事業所の加入促進	引き続き毎年実施	検討する。	H29年度検討
		地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	O・P	災害時の応援業務に関する協定を締結している小千谷市建設業協会による水防支援体制の検討を実施し、構築する。 河川管理者や関係機関と協議を行い、引き続き検討する。	H29年度から検討	見附建設業協同組合と災害時における応援協定を締結している。今後は具体的な支援体制の構築を行う。	H29年度以降検討	・建設業協会との協定締結。 引き続き実施	継続	地域の建設業者による水防支援体制の強化充実を今後も図っていく。	引き続き実施	・建設業者会を主体とした災害時協力体制の維持、効果的運営体制の検討	引き続き毎年実施	水防資器材の調達等について一部体制構築済み。	引き続き実施
		排水機場・水門・樋門等の情報共有、大規模水害を想定した排水計画の検討	T・U	排水施設等の情報共有、より効果的な排水手法等を検討する。 排水ポンプ等の整備を含めた排水計画を河川管理者と検討し、整備する。	H28年度から検討	情報共有、大規模水害を想定した排水計画の検討を行う。	H29年度から検討	・排水施設の情報共有、より効果的な排水手法等の検討。 引き続き検討	H28年度から検討	排水機場・樋門・水門等の情報共有、連絡体制を確認する。	引き続き実施	・水門等配置職員による情報共有、排水手法等の検討	引き続き毎年実施	毎年、担当部局で行っている。	引き続き実施
		排水計画に基づく排水訓練の実施	U	排水計画に基づく排水訓練を検討する。 防災訓練等において排水ポンプ車等による排水訓練を実施	H28年度から検討	関係機関が連携した排水実働訓練を実施している。	引き続き実施	・排水計画に基づく排水訓練の検討。 引き続き実施	H28年度から検討	・排水計画に基づき、協力業者との連絡体制及び重要排水箇所の確認を行う。	引き続き実施	排水計画に基づく排水訓練の実施	検討中	総合防災訓練や水防訓練で排水ポンプ車による訓練も含めて実施を検討する。	H29年度から実施について検討する。
		大規模災害時の活動拠点等配置計画の検討を実施	R・U	復旧活動の拠点等配置計画の検討及び救援・救助の広域支援拠点等を検討する。 引き続き検討	H28年度から検討	広域支援拠点等の配置等について検討をする。	H29年度から検討	・地域防災計画により、対策本部を第1は市役所、第2は十日町地域消防本部、第3は中央公民館と定めている。 引き続き検討	引き続き実施	活動拠点等の配置の必要性について検討を実施する。	平成29年度以降検討予定	・今後検討予定	・H28年度から検討	今後検討予定	H29年度実施
		適正なダム操作に資する水位流量データの入手方法等の検討	-												

減災のための取組方針 (概ね5年間)		小千谷市		見附市		十日町市		燕市		魚沼市		南魚沼市			
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
2. ソフト対策の主な取組 ③①・②の実効性を確保するための訓練・防災教育の取り組み															
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取り組み															
		自治会や地域住民も参加する洪水に対してリスクが高い箇所の共同点検の実施	L・M N	信濃川・魚野川水防連絡会が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。 引き続き実施	H28年度から実施	河川管理者と地域住民等が参加して、リスクの高い区域を抽出し、共同点検を実施する。 ・【H30.6】河川管理者と自治体等で重要水防箇所等の共同点検を実施	引き続き毎年実施	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。 継続	引き続き毎年参加	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。(地元自治会にも参加を促す。) 引き続き実施	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施 合同巡視への参加	・引き続き毎年実施 継続実施	検討する。 H31以降の実施を検討する。 H31以降実施予定	
		住民を対象とした水防災教育の実施	A	小学生の総合学習授業や、自主防災組織の研修会や出前講座等での水防災教育を実施する。 防災訓練等の説明会において実施している。	引き続き実施	自主防災組織、囑託員等を対象とした防災訓練の説明会時や小・中学校の防災教育時に災害時の状況、対策等について説明を行っている。 ・防災訓練説明会時や町内会、学校等から依頼があった際に説明を実施	引き続き毎年実施	・地域自治組織への防災派遣 ・平成27年度に防災教育をテーマとした講演会を実施。 ・複合災害を想定した避難訓練の実施。 ・学級活動を利用した防災教育の実施。 継続	引き続き実施	・小中学校において、防災教育を実施。地域の実情に合わせた防災教育プログラムを策定し、自校化する ・県防災教育プログラムに基づき、市内全小中学校の各学年で実施。	H28年度から実施	・出前講座や防災訓練等の機会を捉え、水防災教育を行う。 ・小中学校において防災教育プログラムを実施する。 ・防災訓練のメイン会場を小出小学校とし、防災訓練を合同にて実施。 ・小中学校において防災教育プログラムを実施。	引き続き実施 検討 継続実施	市民ふれあい講座や学校での防災教育で実施予定 市民ふれあい講座と高等学校での防災事業実施。	H29実施予定 引き続き実施
		出前講座等を活用し、水防災に関する説明会を開催	A			住民に対する防災情報に関する啓発・協力や消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力を行っている。 ・防災訓練説明会時や町内会等から依頼があった際に住民・消防団に対する出前講座を実施	引き続き実施			・自治会等の依頼に応じて職員を派遣し、出前講座を実施 ・引き続き実施	引き続き実施	・出前講座に併せて実施 ・出前講座にて水防災について説明	引き続き実施 継続実施		
		まるごと・まちごとハザードマップの整備・拡充	D・F I	公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討していく。 県管理河川の洪水浸水想定区域や浸水深と併せて検討する。	H29年度以降検討	ハザードマップの見直しに併せて検討を行う。 引き続き検討	H29年度以降検討	・ハザードマップの見直しの際に検討する。 未定	未定	・新たな浸水想定に対し、既存の「まるごと・まちごとハザードマップ」の修正と新規整備。 ・平成29年度完成のハザードマップを参考に検討。	H29年度から検討	・洪水ハザードマップの見直しと併せて実施 ・ハザードマップ、避難場所等の指定の後、避難場所、避難所の看板設置を計画 (H31年度)	・H30年度以降に検討 検討中		
		ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	D・E F												
		効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報の実施	H	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 広報誌、ホームページ等で広報の実施	H28年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布を行う。 ・緊急情報メールの登録案内や避難情報の意味等に関する啓発チラシを作成し、市のイベントで配布	H29年度から検討 引き続き実施	・ホームページ等での情報提供 引き続き実施	H28年度から順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布を行う。 ・イベント時やホームページで水防災関係の周知実施を検討。	H29年度から実施	・広報紙、コミFM、防災行政無線等を活用した防災情報の提供の際、「水防災意識社会」に留意したものとする。 継続実施	市ホームページ等で情報を提供する 市ホームページで情報提供	H29年度実施 H30実施済み	
		住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	・自主防災組織の充実を図っていく。 ・住民の防災意識を高めるための研修を実施する。 引き続き実施	引き続き実施	新たなハザードマップ等に基づく避難訓練や災害時等の対応についての事例紹介・研修を実施する。 引き続き実施	H28年度から順次実施	・自主防災組織 組織率98.9% ・自主防災訓練への講師派遣 ・自主防災リーダー研修会 引き続き実施	引き続き実施	・自治会、自主防災会を対象とした「燕市防災リーダー養成講座」の実施 ・住民の防災意識と防災力向上のための各種講座、研修を実施 ・出前講座を活用した地域の防災力と防災意識の向上 ・地域の防災活動に対する経済面での支援(燕市地域防災活動推進事業補助金) ・自主防災組織で活躍できる女性を育成するため「燕市女性防災リーダー養成講座」を実施。(全6講座) ・過去に育成した「防災リーダー」「女性防災リーダー」を対象に「燕市防災リーダー会」を実施予定。(2月) ・出前講座、補助金については引き続き実施。	引き続き実施	・自主防災会の充実・強化を図るため、必要な研修・講習等を行う。 ・併せて防災士の育成、活動の活性化を図る。 ・自主防、防災士を対象とした研修会を県と市との合同で開催。 ・防災士の育成について支援	引き続き実施 継続実施 継続実施	自主防災リーダー研修を実施し、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上を図る。 総合防災訓練で地域を限定し、自主防災組織単位での訓練を実施。	引き続き毎年実施 引き続き実施

項目	事項	減災のための取組方針 (概ね5年間)		津南町		湯沢町		弥彦村		東日本旅客鉄道(株)信濃川発電所		電源開発(株)東日本支店 小出電力所		東北電力(株)長岡発電技術センター		東京電力エー・エス(株)リニューアブルパワーカンパニー信濃川事業所	
		内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組																	
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
		<信濃川> ・堤防整備等 ・河道掘削 <魚野川> ・堤防整備等 ・河道掘削 <洪海川、黒川、表沢川、十二沢川、田川ほか> ・河川改修	U・V														
■危機管理型ハード対策																	
		<信濃川> ・堤防天端の保護 ・堤防表法尻の補強 <魚野川> ・堤防天端の保護 ・堤防表法尻の補強 <県管理河川> ・堤防天端の保護	W														
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備																	
		水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	Q	今後、水防資機材の補充・追加等の際には、新技術を活用した水防資機材の検討を図る	H29年度～	河川管理者、町、消防本部、水防団等で連携を図り、資機材の配備状況の確認や整備を行う。	H28年度から検討	関係機関と連携を図り、資機材の配備状況の確認や整備を行う。	H28年度から検討								
		簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	J・L														
		浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	S						庁舎の耐水化について調査、検討する。	H29年度から検討							
									庁舎の耐水化について調査、検討する。	H29年度～							
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み																	
■情報伝達・避難計画等に関する取り組み																	
		想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(信濃川・魚野川・県管理河川)の公表	D・E F														
		避難所の再設定(立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討)	D・E F	再設定の必要性が生じた場合に検討する。	H29年度～	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表後、検討する。 洪水浸水想定区域の変更が生じた場合、検討する。	H29年度から検討	新たな浸水想定区域図をもとに、再設定を行う。	H28年度から順次実施								
				引き続き検討	引き続き検討	洪水浸水想定区域の変更なし。	H30年度	H29年3月作成のハザードマップをもとに検討を行なう。	H29年度～								

減災のための取組方針 (概ね5年間)		津南町		湯沢町		弥彦村		東日本旅客鉄道(株)信濃川発電所		電源開発(株)東日本支店 小出電力所		東北電力(株)長岡発電技術センター		東京電力E-ビジネス(株)リニューアブルパワーカンパニー信濃川事業所	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み															
■情報伝達・避難計画等に関する取り組み															
		新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D・E F	ハザードマップの作成と住民周知を図る。 信濃川の県管理区間が公表されたので、平成31年度に作成予定	H30年度～ H31年度	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表後、検討する。洪水ハザードマップの周知を図る。 引き続き住民への町ホームページへの掲載やマップの配布等の周知を図る。	H29年度から検討 H30年度から実施 H30年度	作成後に全戸配布し周知を行なう。 作成後に全戸配布し、併せて「まちことまるごとハザードマップ事業」により村内24カ所に「想定浸水深」標示板の設置を完了。広報誌で周知を行った。	H28年度から順次実施 H29年度実施						
		水位予測の検討及び精度の向上	B・L												
		要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	K	要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う 引き続き実施	H29年度～ 引き続き実施	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表後、検討する。洪水浸水想定区域の変更が生じた場合、検討する。 洪水浸水想定区域の変更なし。該当施設なし。	H29年度から検討 H29年度～	要配慮者施設において想定最大規模の浸水深での避難計画策定の推進を行う。 想定最大規模の浸水深で浸水する対象施設が無いことを確認【H29.4現在】	H28年度から順次実施 H29年度～						
		避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備、及び検証と改善	C	タイムラインの策定 関係機関と避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)を作成済み	H28年度～ 引き続き実施	タイムラインの策定を行う。 引き続きタイムライン作成に取組む	H28年度から検討 H28年度から検討	タイムラインの策定を行う。 策定済み。	H28年度から検討 H29年度～						
		タイムラインに基づく実践的な訓練	C	図上訓練の実施を検討する 引き続き検討	H29年度～ 引き続き検討	タイムラインの策定後行う。 タイムラインの策定後行う。	H29年度から検討 H29年度から検討	タイムラインの策定後行う。 図上訓練の実施を検討する	H29年度から検討 H30年度～	河川事務所が主催しているダム洪水対応演習に参加する。 毎年継続して取組中	H29年度から参加 引き続き実施	・河川管理者、関係行政等による訓練に参加する。 →全国ダム洪水対応演習を通じて情報伝達訓練を実施する。 ・平成30年度 洪水対応演習(利水ダム)の情報伝達訓練に参加。	・H29年度以降開催都度、洪水対応演習は引き続き実施 H30.4 ・社内関係箇所と情報共有 ・利水ダム洪水対応演習の情報伝達訓練参加	・関係行政機関により実施される訓練に参加する。 H29年度から実施	官庁・自治体等が開催する訓練に参加 開催都度参加
		参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	D・E	広域避難計画の策定及び支援を検討する。 引き続き検討	H29年度～ 引き続き検討	近隣市町村と連絡調整を行い、順次検討する。 引き続き近隣市町村と連絡調整を行い、順次検討する。	H28年度から検討 H28年度から検討	関係機関と連携して協議を進める。 関係機関と連携して協議を進める。	H29年度から検討 引き続き検討						
		プッシュ型の洪水予報等の情報発信	G・H I												
		リアルタイムの雨量・水位データやライブカメラ映像の提供等、防災情報の充実	B・L J												
		防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G・H	・デジタル防災行政無線整備済み ・総合的な情報伝達手段の整備、検討 引き続き検討	H20年度 引き続き検討	防災行政無線のデジタル化や防災ラジオの不感地帯解消の検討を行う。 防災行政無線のデジタル化の検討を行い、防災ラジオの配布を行った。	H28年度から検討 H28年度から検討、実施	防災行政無線、防災ラジオの配布 防災行政無線については、対応済み。防災ラジオの配布は、継続実施。	引き続き実施 継続して実施						
		気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善及び流域雨量指数(洪水予報の危険度分布)を活用した水害危険性周知の検討	J・B												

減災のための取組方針 (概ね5年間)		津南町		湯沢町		弥彦村		東日本旅客鉄道(株)信濃川発電所		電源開発(株)東日本支店 小出電力所		東北電力(株)長岡発電技術センター		東京電力エー・エス(株)リニューアブルパワーカンパニー信濃川事業所	
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		水位周知河川の見直し及び追加指定の検討	B												
		浸水被害軽減地区の指定のための情報提供及び 複数市町村に影響が想定される場合の共有、連携	D・E	情報収集し、必要性を検討する。 引き続き検討	H30年度から 引き続き検討	情報を収集し、必要性を検討する。 引き続き情報を収集し、必要性を検討する。	H30年度から H30年度から検討	情報を収集し、必要性を検討 引き続き検討	H30年度から 引き続き検討						
2. ソフト対策の主な取組 ② 氾濫被害の軽減のための水防等の水害対応の取り組み															
■ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化															
		水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	L	・水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 引き続き継続実施する。	引き続き実施 H28年度～	水防連絡会で連絡体制の確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 引き続き水防連絡会で連絡体制の確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	H28年度から 引き続き毎年実施	関係機関の情報伝達訓練及び村内における避難実動訓練の実施 ・水防団体等への連絡体制の再確認	引き続き実施						
		関係機関が連携した実働水防訓練の実施	P	信濃川・魚野川水防連絡会で実施する水防訓練に引き続き参加 継続実施と参加	引き続き毎年実施 引き続き実施	毎年、出水期前に水防訓練を実施する。 引き続き毎年、出水期前に水防訓練を実施する。	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	関係機関が連携した水防実動訓練への参加 関係機関が連携した水防実動訓練への参加。	H28年度以降 引き続き検討						
		水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	O	消防団が兼ねているため、団員の募集や訓練による水防工法の伝承を図る。 引き続き実施	引き続き実施 引き続き実施	広報誌やホームページで水防協力団体を募るページを作成し、募集を実施する。 引き続き広報誌やホームページで水防協力団体を募るページを作成し、募集を実施する。	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	水防団体の担い手となる消防団員の募集を促進する。 引き続き実施。	引き続き推進 引き続き実施。						
		地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	O・P	実施を検討する ・建設業協会と災害時の応援業務に関する協定を締結しているの で、水防支援体制の検討を実施していく 引き続き検討	H28年度～ 引き続き検討	関係団体と協力体制の検討を行う。 引き続き関係団体と協力体制の検討を行う。	H29年度から H29年度から検討	具体的な支援体制の検討、協議 具体的な支援体制の検討、協議	H29年度から 引き続き実施。						
		排水機場・水門・樋門等の情報共有、大規模水害を想定した排水計画の検討	T・U	排水施設の情報共有、より効率的な排水手法等の検討をする。 引き続き検討	H28年度～ 引き続き検討	排水施設及び体制の確認並びに検討を行う。 引き続き排水施設及び体制の確認並びに検討を行う。	H28年度から H28年度から検討	情報共有、連絡体制の確認を行う 情報共有、連絡体制の確認を行う	H28年度以降 引き続き実施。						
		排水計画に基づく排水訓練の実施	U	排水計画に基づく排水訓練の検討をする。 引き続き検討	H28年度～ 引き続き検討	排水計画の検討及び策定を行い、訓練の実施を検討する。 引き続き排水計画の検討及び策定を行い、訓練の実施を検討する。	H29年度から H29年度から検討	・水防訓練と合同で検討する。 河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。 ・水防訓練と合同で検討する。 河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H28年度以降 引き続き検討。						
		大規模災害時の活動拠点等配置計画の検討を実施	R・U	大規模災害時の活動拠点等配置計画の検討を実施する。 引き続き検討	H28年度～ 引き続き検討	順次検討を行う。 引き続き順次検討を行う。	H28年度から H28年度から検討	広域支援拠点等の配置等を検討 広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から 引き続き検討。						
		適正なダム操作に資する水位流量データの入手方法等の検討	-					国土交通省信濃川河川事務所妙見堰管理支所と河道の安定及び災害の防止を図るために、放流量等の情報を伝送している。 上記内容にて実施中	引き続き実施 引き続き実施	・河川管理者、気象庁、関係行政機関等と連携してダム操作に資するデータ収集方法の拡充を検討する。 ・特記すべき進捗なし。	・H29年度以降 ・関係行政機関と連携を図り、情報入手方法等について社内検討を進める。 ・関係行政機関の公表情報(インターネット等)の活用について、社内関係箇所と情報共有化	H29年度から 引き続き実施	H29年度から 引き続き実施	水文情報の入手方法等について、今後5年間のなかで、関係機関との連携を図り検討を進める。 ダム流域におけるレーダー雨量の入手方法等について協議中。	H28年度より 5年間

減災のための取組方針 (概ね5年間)			津南町		湯沢町		弥彦村		東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所		電源開発(株) 東日本支店 小出電力所		東北電力(株) 長岡発電技術センター		東京電力E&Eインフラ(株) リニューアブルパワーカンパニー信濃川事業所		
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2. ソフト対策の主な取組 ③①・②の実効性を確保するための訓練・防災教育の取り組み																	
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取り組み																	
		自治会や地域住民も参加する洪水に対してリスクが高い箇所の共同点検の実施	L・M N	毎年、信濃川・魚野川水防連絡会で実施する重要水防箇所等の共同点検に引き続き参加して行く。	引き続き実施	河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	H29年度から検討	河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	引き続き実施	当社ダムに関係する区間において共同点検に参加	H29年度から実施	河川管理者、水防団、地域住民等の重要水防箇所等の共同点検に参加する。 ・魚野川河川合同巡視に参加している。	・H29年度以降 ・魚野川河川合同巡視は引き続き参加	・関係行政機関による共同点検については、当社ダムに関係する区間において参加する。	H29年度から実施	自治体等が開催する点検に参加	開催都度
		引き続き実施		引き続き実施	引き続き実施	引き続き河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	H29年度から検討	河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	引き続き実施	上記内容の共同点検に適時参加	引き続き適時参加	・魚野川河川合同巡視に参加。	H30.5	・実績なし		該当無し	
		住民を対象とした水防災教育の実施	A	他の災害教育と同様に、学校や地域で防災教育・講習会の開催を検討して行く。	H28年度～	防災訓練等を利用し実施を検討する。	H28年度から検討	防災訓練、防災フェア等を通して啓発を実施する。	引き続き実施			・小学校他の発電所見学に協力し、ダム・発電所の機能の紹介を行っている。	引継ぎ要望に応じて実施				
		引き続き検討		引き続き検討	引き続き検討	防災訓練で降雨体験等の水防に関する啓発活動を行った。	H30年度	防災訓練、防災フェア等を通して啓発を実施する。	引き続き実施			・守門中学校見学対応 ・入広瀬小学校見学対応 ・広神東小学校見学対応	H30.7 H30.10 H30.11				
		出前講座等を活用し、水防災に関する説明会を開催	A														
		まるごと・まちごとハザードマップの整備・拡充	D・F I	総合的に判断して実施を検討して行く	H29年度から検討	ハザードマップ等見直しの際に検討を行う。	H29年度から検討	まるごと・まちごとハザードマップの整備を検討する。	H28年度から順次実施								
		引き続き検討		引き続き検討	引き続き検討	必要に応じ検討する。	H29年度から検討	洪水ハザードマップの整備・全戸配布に併せ、「想定浸水深」標示板を村内24カ所に設置。広報誌で周知を行った	H29年度実施済								
		ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	D・E F														
		効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報の実施	H	関係機関と連携して効果的な「水防災意識社会」の再構築に向けて広報を実施して行く。	H28年度～	町広報誌やホームページ等を利用し広報する。	H28年度から検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成配布	H29年度から検討	ダムからの放流について市報等で注意喚起している。 また、小学生に配布しているクリアファイルにダムからの放流について記載し注意喚起している。	引き続き実施	ダム下流域となる魚沼市住民にダム放流時の河川増水への注意喚起のためのリーフレットを配布。また、市報に注意文書を掲載(毎年の出水期前)。 河川管理者、関係行政と協議、調整し広報の方法を検討する。	・引き続き実施 ・H29年度以降	・関係行政機関と連携を図り、防災意識啓発に係る社内検討を進める。	H29年度から検討予定	関係機関のインターネット情報活用等、水防災意識高揚策の検討	H28年度より5年間
		引き続き、関係機関と連携して広報紙やホームページを活用して広報を実施する		引き続き実施	引き続き実施	引き続き町広報誌やホームページ等を利用し広報する。	引き続き実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成配布。小中学校の校舎内にハザードマップを掲示。	H29年度～	上記内容にて実施中	引き続き実施	・魚沼市役所(守門支所、入広瀬支所)へのリーフレット配布。魚沼市広報への掲載。 ・広報の方法検討は特記すべき進捗なし。	H31.3(予定)	・社内関係個所と情報共有化 ・蕨神ダム水難防止地域懇談会 ・水難防止PRポスター、チラシ配布(幼稚園、小中学校)	・引き続き実施 ・H30.7 ・H30.7	水難防止PR(関連小学校) 河川バトロール(自組織独自)	2018.7 2018.7~8
		住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	自主防災組織支援事業等の拡充や活動の活性化を図る。	H29年度～	組織設置の支援や組織の活動への助成を引き続き実施する。	引き続き実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・タイムライン・ハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施								
		・自主防の支援事業補助の継続 ・防災訓練への参画や学習会の開催 ・H30全国自主防災組織リーダー研修会への派遣		引き続き実施	引き続き実施	引き続き組織設置の支援や組織の活動への助成を実施する。	引き続き実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・タイムライン・ハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	引き続き実施								

3. 減災目標を達成するための取組について

②取組概要・新たな課題や取組

(様式2-取組概要)

カテゴリー	洪水氾濫を未然に防ぐ対策
内 容	堤防整備、河道掘削等
実施主体	信濃川河川事務所

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、浸食・洗掘対策に関し、今後おおむね5年間で実施予定。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、平成30年度補正予算（第2次）により樹木伐採・河道掘削、堤防強化対策を行う。

【河道掘削：小千谷市岩沢地区他】

堤防が低い、河道内に土砂がたまっているなど流下能力が不足している同地区において河道掘削を実施。



河道掘削：小千谷市岩沢地区

【堤防強化：燕市大河津地区他】

出水時に漏水が至るところで確認されており、浸透に対する安全性が低い同地区において断面拡幅等の堤防強化対策を実施。



堤防強化：燕市大河津地区

(様式2-取組概要)

カテゴリー	要配慮者利用施設の避難計画作成及び訓練の促進
内 容	避難計画作成へ向けた各種支援
実施主体	信濃川河川事務所

- 平成29年に改正水防法が成立、施行され、要配慮者利用施設※における「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。
- 信濃川河川事務所では、施設の避難計画策定に向け支援を行っています。

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地を位置づけられた浸水想定区域内の施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他防災上の配慮を要する者が利用する施設）

説明会等における技術的支援

○自治体等主催による説明会や各団体の会合等の場において技術的な説明を行うことが出来ます。

- (例)
- ・洪水の流出特性の説明
 - ・情報の入手先や入手方法
 - ・避難行動における助言など

マニュアル・サンプルの充実

ホームページにおいて各種マニュアル、サンプルなどを公開中です。

- 【国土交通本省HP】
- ・避難確保計画作成の手引き
 - ・避難計画に係る点検マニュアル
 - ・避難に関する計画作成の事例集
 - ・講習会の企画調整及び運営マニュアル
- 【信濃川河川事務所HP】
- ・避難確保計画作成の解説
 - ・避難確保計画サンプル



サンプル(避難ルート図)
当事務所HPで公開中

浸水リスクの高い施設については直接訪問により説明

浸水リスクの高い施設については直接訪問して説明することも可能です。

希望があれば右記問い合わせ先へお願いします。



施設管理者との打合せの様子

「災害情報普及支援室」を設置しています

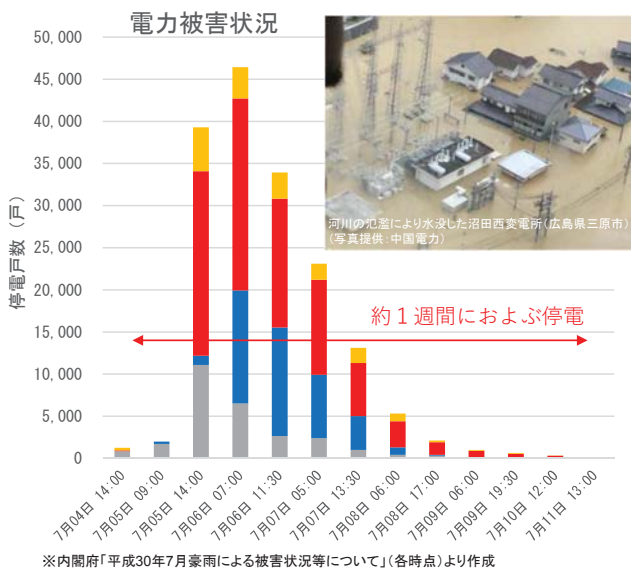
避難確保計画策定に向けて、施設の所有者又は管理者への技術支援を行っています。不明な点があれば下記へお問い合わせください。

- 【 問い合わせ先 】
- 対応窓口時間 8時30分～17時15分（但し、閉庁日を除く）
信濃川河川事務所 防災情報課
TEL：0258-32-3273（直通）

(様式2-取組概要)

カテゴリー	民間企業の水害版業務継続計画(水害BCP)の策定促進
内容	実態調査、民間企業への技術的支援
実施主体	信濃川河川事務所

○ 2018年7月の西日本豪雨では、電力や水道等のライフラインに被害が発生した事に加えて、直接被害を受けた事業所のほか、材料・部品供給元の被災や主要道路の通行止めによるサプライチェーンの寸断や従業員の被災・通勤不能等により、広島県を拠点とする自動車メーカーをはじめ、多くの事業所で営業や操業の停止が発生しました。



発災から約1ヶ月後の主な営業停止等の状況

業種等	被害状況
マツダ	操業再開(一時本社工場など2工場で操業停止)復旧・復興を優先するため交通網等への負荷に配慮し減産体制とした結果、営業利益で約280億円の損失見通し(9月21日発表)
ダイハツ工業	操業の可否は毎日に判断(一時京都工場や滋賀工場などで操業停止)
スーパーマーケット	大手2店舗で営業停止中
コンビニエンスストア	大手5社の6店舗で営業停止中
コカ・コーラボトラーズ ジャパン	広島県三原市の工場で浸水被害により操業停止中
キューピー(株)	缶製造の委託先が浸水被害を受け操業停止中のため、一部製品の製造・販売を休止中
ヤマト運輸	4県の一部で荷受け停止(一時最大14府県で荷受け停止)

※内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について(平成30年8月7日14時00分現在)等より作成(一部報道情報等含む)

(様式2-取組概要)

カテゴリー	民間企業の水害版業務継続計画(水害BCP)の策定促進
内容	実態調査、民間企業への技術的支援
実施主体	信濃川河川事務所

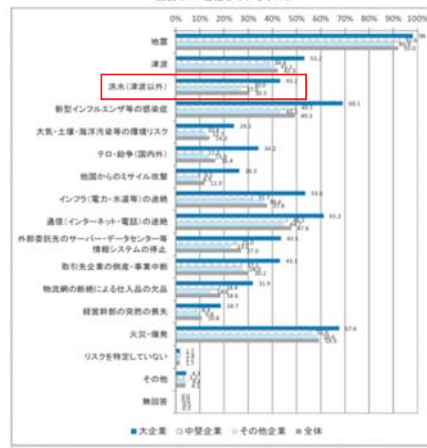
○ 大規模災害が発生し、企業活動が滞ると、その影響は各企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与え、さらには取引関係を通じて他の地域にも影響を与えることが懸念されます。このため災害時における企業の事業継続計画(BCP)の策定は、社会や経済の安定性の確保や企業の信頼性向上のために重要ですが、地震と比べて洪水を対象としたBCPの策定率は低くなっています。

○ 信濃川河川事務所では、管内の民間企業を対象に、洪水を対象とした業務継続計画の策定状況等について調査し、策定促進方策について検討を進めてまいります。

◆新潟県の特徴

- 新潟県内の事業所の約99%が中小企業(中堅31%、小規模68%)
出典:平成26年経済センサス
- 信濃川の想定最大規模の浸水想定区域に関係する市区村の製造品出荷額は、新潟県全体の4割以上を占める。
出典:新潟県平成29年工業統計調査(速報値)

図表 2-7 想定しているリスク



※平成29年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査(内閣府)

(様式2-取組概要)

カテゴリ	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施
内 容	重要水防箇所の合同巡視
実施主体	新潟地域振興局地域整備部

【実施概要】

新潟地域整備部では、水害の未然防止及び災害発生時の連絡・連携を深めることを目的に、新潟市の関係所属と重要水防箇所の巡視点検等を合同で実施。

中ノ口川の水防重点区間を現地で点検することにより、参加者の水防計画図の実際の位置及び状況の把握と危険となる要因の理解共有が図られた。

- ・実施日：平成30年5月30日（水）
- ・参加数：17名（県：3名、市：14名）



堤防高不足の箇所を確認



堤防断面不足の箇所を確認

(様式2-取組概要)

カテゴリ	味方小・中学校を対象とした水防災教育の実施
内 容	水害教育の実施
実施主体	国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、河川管理課、新潟地域振興局地域整備部

【防災教育】

- ①平成30年9月18日（火）、9月19日（水）
対象：味方小学校全校生徒
内容：近年の水害の発生状況及び味方地区の特徴について
- ②平成30年10月9日（火）
対象：味方中学校全校生徒
内容：近年の水害の発生状況及び味方地区の特徴について
- ③平成30年10月18日（木）
対象：味方小学校5、6年生及び味方中学校全校生徒
内容：避難マップ作成(生徒のグループ作業)
- ④平成30年11月1日（木）
対象：味方小学校1～4年生
内容：防災カードゲーム
- ⑤平成30年11月22日（木）
対象：味方中学校全校生徒
内容：10月18日の学習成果(避難マップ)発表会



(様式2-取組概要)

カテゴリ	排水計画に基づく排水訓練の実施、排水機場・水門・樋門等の情報共有
内 容	関係機関が連携した樋門・排水機場の操作訓練の実施
実施主体	三条地域振興局地域整備部、国土交通省、三条市

出水時において、迅速かつ的確な樋門・排水機場の操作を行うため、三条地域振興局地域整備部、国土交通省、三条市が連携して、樋門・排水機場の操作訓練を実施。

【実施概要】

- ・ 日 時：平成30年6月7日（木）8:30～16:40（7月6日に排水機場ポンプ作動再確認を実施）
- ・ 内 容：① 国管理の樋門操作訓練（樋門操作は委託先の三条市）
 ② 県管理の排水機場の操作訓練（水位が低くポンプ作動は7/6に再確認）
 ③ 国による排水ポンプ車の訓練（貝喰川）



三条市による樋門の操作訓練状況



排水樋門稼働状況



国による排水ポンプ車の訓練状況

(様式2-取組概要)

カテゴリ	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施
内 容	三条市との重要水防箇所の合同巡視
実施主体	三条地域振興局地域整備部

三条地域整備部では、迅速な水防対応を行うため、三条市と合同で重要水防箇所の巡視をおこないました。

【実施概要】

- ・ 日 時：平成30年6月28日（木）13:30～15:30
- ・ 参加者：三条市消防団、消防本部、建設課、三条地域整備部治水課
- ・ 内 容：①重要水防箇所の確認（五十嵐川、布施谷川）
 ②県、市の水防倉庫の確認（曲谷、上保内、みずほ）



重要水防箇所確認（五十嵐川）



水防倉庫確認(曲谷)



水防倉庫確認（みずほ）

(様式2-取組概要)

カテゴリ	小中学校等を対象とした水防災教育の実施
内容	出前講座(水害教育)の実施
実施主体	長岡地域振興局地域整備部

【防災スクール】

- ・日 時：平成30年6月8日（金）出前講座、平成30年6月12日（火）現地説明
- ・対 象：見附市立名木野小学校5年生65名 他教員数名
- ・内 容：平成16年7.13水害の被害状況、刈谷田川遊水地の機能を説明
平成23年新潟福島豪雨時の遊水地の効果等、遊水地施設について現地説明

【防災教育】

- ・日 時：平成30年10月19日（金）
- ・対 象：新潟大学附属長岡小学校4年生66名他学校職員2名
- ・内 容：全国及び県内における近年発生した豪雨災害、栖吉川の改修・浚渫工事の説明



6月8日 名木野小学校(座学)



6月12日 名木野小学校(現地見学)



10月19日 新潟大学附属長岡小学校

(様式2-取組概要)

カテゴリ	見附市と連携した刈谷田川遊水地安全施設作動訓練の実施
内容	遊水地内に越流を想定した安全施設の作動訓練
実施主体	長岡地域振興局地域整備部

遊水地内に越流した事を想定した安全施設の作動訓練の実施、及び見附市防災用サイレン音と遊水地内サイレン音の区別を関係地区に周知させることを目的としている。

【作動訓練】

- ・日 時：平成30年6月17日
- ・出席者：新潟県長岡地域整備部治水課3名、樋門操作委託業者5名、電気設備点検業者1名
- ・内 容
 - ①樋門閉扉前遊水地内パトロール（ルート確認及びパトロール完了までのタイム計測）
 - ②安全周知【レベル1】：回転灯、避難アナウンス、疑似音
 - ③遠方操作室からの各種樋門開閉作動確認
 - ④安全周知【レベル2】：避難アナウンス、サイレン吹鳴



遊水地施設作動訓練前打合せ



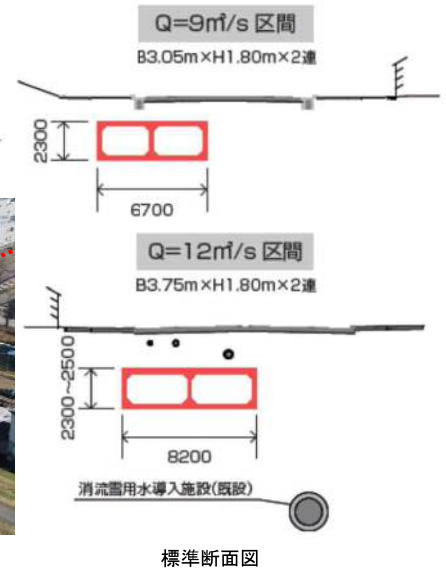
遠隔操作による各種樋門の作動確認

(様式2-取組概要)

カテゴリ	洪水氾濫を未然に防ぐ対策
内容	洪水を安全に流すためのハード対策
実施主体	長岡地域振興局地域整備部

平成23年7月新潟・福島豪雨では、柿川から水があふれたことと、河道の水位が高いために排水不良を起こし内水氾濫したことにより、長岡市中心市街地の広範囲で浸水し、床上浸水147戸、床下浸水734戸、浸水面積163haなどの甚大な被害を受けた。平成24年度から床上浸水対策特別緊急事業等により柿川放水路の整備を行い、平成31年3月に完成した。

- 計画概要
- 放水路設置 L=1.4km
 - 排水機場 N=1基 (ポンプ排水量5.5m³/s)
 - 越流堤 N=1基



越流堤:長岡市金房



柿川放水路排水機場(右):長岡市幸町
柿川放水路樋門:(左):長岡市左近

※柿川放水路樋門の実施主体は国土交通省信濃川河川事務所

カテゴリ	ソフト対策の主な取組 ①信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み②流域雨量指数(洪水警報の危険度分布)を活用した水害危険性周知を検討
内容	新潟県 流域雨量指数の水害危険性周知への活用検討会への参画
実施主体	新潟地方気象台

新潟県 流域雨量指数の水害危険性周知への活用検討会への参画

【実施概要】

- ・日 時:平成30年7月30日 於:新潟県自治労会館 県河川管理課、各振興局、気象庁 他
- ・内 容:「災害発生等を受けての流域雨量指数の基準の見直しについて」と題して、危険度分布に用いる基準改訂の概要を解説。県の検討会での気象台の役割

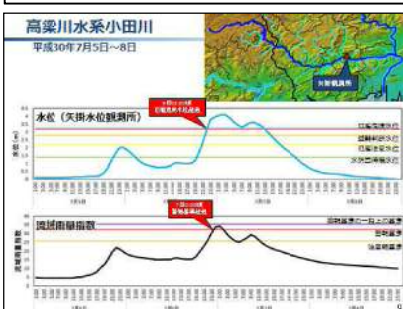
【洪水警報の危険度分布の災害捕捉度の検証】

決壊等の顕著災害の捕捉状況を、振興局、自治体、気象台が連携して検証。主に気象台は基準の適正性を検討し、自治体、振興局は予測も含めた危険度分布の対応状況を検証。

【県・自治体への検証支援】

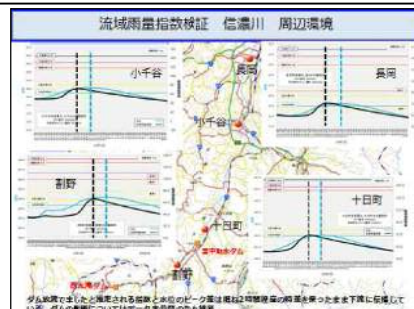
気象台で得られた検証事例を関係機関へ提供し知見の共有を図る。事後検証資料についても、気象台から危険度分布、流域雨量帳票等を提供し、必要に応じて技術的な解説支援を行う。

12/6下越、12/7中越、12/10上越、12/11佐渡 各ブロックで今期の流域雨量指数の検証結果を報告、意見交換を実施。



2018.7.6 岡山県小田川の決壊事例の指数グラフ

本庁説明資料



10/1の信濃川増水事例の検証

気象台説明資料

カテゴリ	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内容	出前講座の実施
実施主体	新潟地方気象台

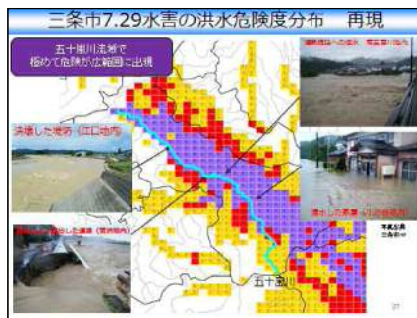
新潟県建設技術センター主催により、「大雨災害に備えて」と題した出前講座を実施。

【実施概要】

- ・日 時：平成30年7月9日 新潟県自治会館にて 県、市町村職員 約200名参加
- ・内 容：「大雨災害に備えて」－新たな防災気象情報の利活用－
 - 1.新潟県の過去災害 過去の洪水事例からみた大雨パターン
 - 2.新たな防災気象情報について 「警報級の可能性」「危険度を色分けした時系列」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」等新たな気象情報利活用を通じた水防災について解説
 - 3.新たな防災情報と段階的気象情報の利活用



2018.7.6 岡山県小田川の決壊事例をトピックスとして紹介。



H23年新潟福島豪雨五十嵐川の危険度分布の事例紹介。



まとめとして、新たな防災気象情報の利活用をタイムライン的に紹介。

カテゴリ	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料（浸水実績含む）を作成・配布
内容	ポスター「身に迫る災害を一目で確認 危険度分布」の配布
実施主体	新潟地方気象台

ポスター「身に迫る災害を一目で確認 危険度分布」の配布

【実施概要】

- ・日 時：平成30年9月下旬より配布
- ・内 容：気象庁では、雨による災害発生の危険度を地図上に表示する「洪水警報の危険度分布」等を提供しています。危険度分布をより多くの方に知っていただくため、ポスターを制作市町村（14市町村手交、ほか郵送）、鉄道駅（新潟駅など3駅）、道の駅（12箇所）等に順次配布の上、掲示をお願いしている。



ポスター危険度分布 天気の人から防災の達人へ 気象予報士の天達武史さん



ポスター危険度分布 災害から我が子の命を守るために 気象予報士の井田寛子さん

(様式2-取組概要)

カテゴリ	新たなハザードマップの策定・周知
内容	新潟市総合ハザードマップ作成・全戸配布
実施主体	新潟市

本市では河川管理者が公表した想定最大規模降雨時（L2）の浸水想定を踏まえ、平成30年3月に新たな洪水ハザードマップ（HM）を作成し市ホームページ（HP）に掲載しました。

また、国の新たな指針に基づき県から津波浸水想定が公表されたことに伴い、津波HMを作成し8月に市HPに公表しました。

これらのHMを中学校区ごとにまとめた冊子を平成31年3月末までに全戸配布します。

【総合HM】

- ・掲載内容：洪水・土砂災害、津波、浸水、ため池の各HM
避難所一覧、避難情報伝達手段、災害時の心得
- ・配布方法：市内を56中学校区に分けて全戸配布。



(様式3-新たな課題や取組)

◆新潟市

◆防災まちづくり拠点施設の整備

- ・天野地区河川防災ステーション内に防災まちづくり拠点施設（水防センター）を建設予定
- ・国による盛土工事完了後に着工予定
- ・H31予算で基本・実施設計を行う



◆要配慮者利用施設の避難確保計画

- H28. 11 対象施設への説明会実施
- H29. 6 水防法の改正
- H30. 6 施設に対し避難確保計画の作成依頼

作成対象 1, 193施設 提出済 706施設
(H31. 1末現在)

今後の予定 未提出施設に提出を促す
未提出施設の公表について検討



(様式2-取組概要)

カテゴリ	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実
内 容	自主防災活動アドバイザー派遣
実施主体	長岡市（事業委託先：(公社)中越防災安全推進機構）

【概要】

防災の専門知識を有するアドバイザー※1を年5回程度、自主防災会・町内会に派遣し、地域の防災課題の解決に向けた活動を継続的に支援する。

※1 防災の専門知識を有する(公社)中越防災安全推進機構※2の職員(本事業における呼称)

※2 諸災害の研究及び研究成果を被災地支援や安全安心な地域づくり等に活かす事業を実施

【支援対象】

・自主防災会・町内会を年5団体程度公募（多数の場合は地域の課題状況等を考慮し選考）

【支援内容】

アドバイザーは、以下の流れで、「専門知識による指導・助言」を行うとともに、「ファシリテーター」として意見を引き出し、整理、体系化して、住民の合意形成による課題解決を促す支援を行う。

(実施例) 水害時の避難のための防災マップ作成、避難行動要支援者の支援体制の検討

地域の特性に応じた防災計画づくり、防災訓練の企画と実施

① 事前相談（1～3回程度）

…自主防災会役員等による、課題の明確化、解決に向けた合意形成の方法と検討スケジュールの決定

② ワークショップ等の実施（2～3回程度）

…地域住民を集め、ワークショップ等を複数回実施（アドバイザーの指導・助言、ファシリテーション）

③ ふり返り・今後の計画作成（1～2回程度）

…自主防災会役員等による、取組みや成果のふり返り、検討結果に基づく活動計画の作成

【支援実績】

H29年度活用団体…7団体、支援回数合計20回

(様式2-取組概要)

【様式】 ※任意提出(主な取組に対し作成)

カテゴリ	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実
内 容	自主防災活動アドバイザー派遣（地域の課題解決に向けての支援）
実施主体	長岡市(事業委託先：(公社)中越防災安全推進機構)

【H30年度の取組み事例】

・長岡市内宮内地区のテーマ「避難所運営を、行政や施設管理者との協働の上でどのように行うべきか」課題解決に向けた住民主体のワークショップや避難所現地確認を計6回実施(平成30年度)

・検討内容

- ・市の防災体制の確認(学習会の開催)
- ・検討を進めるための合意形成(ワークショップ)
- ・施設図面を用いた避難所レイアウトの検討
- ・必要となる業務の洗い出しと役割分担の検討

※アドバイザーの他、地域住民の代表者(町内会長・自主防災会長等)、施設管理者(学校)、長岡市(防災担当職員・避難所担当職員)が参加し、それぞれの立場による意見交換等を通じ、検討を進めている。



避難所の基礎知識の学習



施設図面を用いてレイアウトを検討



検討したレイアウトの内容を発表

(様式2-取組概要)

カテゴリ	避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備、及び検証と改善
内容	台風に伴うタイムラインの活用
実施主体	見附市

▼見附市のタイムライン

- ・災害発生(想定)の**48時間前～発災後の行動計画**
- ・**シンプルに、明確に**、災害前30項目、災害後9項目の全39項目
- ・**迅速・確実な行動で早期対応**

時間	項目数	主な項目
48時間前	4	役割の再確認、気象情報収集・共有
36時間前	3	警戒職員配置検討、気象予測の共有
24時間前	5	危険箇所の確認、休園休校の検討、自主避難所の開設判断
12時間前	4	警戒体制や避難所開設準備の検討
12～6時間前	3	災害時避難行動要支援者名簿の確認
6時間前	5	避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所開設、消防団出動要請
4～2時間前	4	避難勧告・避難指示の伝達
1時間前～直前	2	消防団退避、緊急避難
！ 災 害 発 生 ！		
直後～3時間後	2	関係機関派遣要請、応急対策や避難所の運営
6～24時間後	4	被害調査、ボランティアセンター立ち上げ、災害ごみ収集
数日後	1	被災証明の発行

▼平成30年度のタイムラインの活用事例

タイムライン

24時間前	自主避難所の開設を決め、担当職員に準備を指示する。
6時間前	開設を決めた自主避難所に職員を配置する。

実際の運用では、気象情報を考慮して対応

▼休日に影響が出る気象予測の場合

→平日のうちに**自主避難所の開設を判断・準備**

▼夜間に影響が出る気象予測の場合

→避難する時間を確保するため、**タイムラインより早期に開設を判断・準備**
(**明るいうちの避難による安全確保**)

■平成30年台風24号(日曜20時頃から強風の予測)

→強風予測が日曜のため、**56時間前の金曜に自主避難所開設を決定**
台風接近時刻の予測が変動していたため、余裕を持って**10時間前の日中に開設**

■平成30年台風25号(土曜22時頃から強風の予測)

→強風予測が土曜のため、**37時間前の金曜に自主避難所開設を決定**
暗くなつてからの避難は危険なため、**8時間前(日没4時間前)の日中に開設**

(様式2-取組概要)

カテゴリ	避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備、及び検証と改善
内容	関係機関との連携等を含んだタイムラインの策定
実施主体	見附市

▼大規模災害時には、市と関係機関(ライフライン企業、交通機関、警察、消防など)が一体となって対応にあたる事が早期復旧のためには重要



▼市と関係機関との連携等に関して整理し、一体となったタイムラインを作成(既存タイムラインの発展)

気象状況等	見附市の体制	他機関との連携	見附市・関係機関の役割分担
-------	--------	---------	---------------

▼連携協力者

- ・河川管理者(国・県)
- ・道路管理者(国・県)
- ・警察
- ・ライフライン事業者(東北電力・NTT・ガス下水道水道局・交通機関)等の機関との連携についても包含

3. 減災目標を達成するための取組について

③新潟県の取組等について

新潟県の取組について

1. 想定最大規模の洪水浸水想定区域図作成について
2. 危機管理型水位計の設置について

1

1. 想定最大規模の洪水浸水想定区域図作成について

■ 洪水予報河川及び水位周知河川である35河川を優先的に作成

水防法上作成義務あり

H29年度に作成・公表した20河川

中ノ口川	小阿賀野川	能代川	早出川	三国川
猿橋川	黒川	太田川	渋海川	魚野川
破間川	関川	保倉川	矢代川	柿崎川
刈谷田川	栖吉川	加治川	正善寺川	渋江川

H30年度に作成・公表した15河川

加茂川	下条川	五十嵐川	三面川	高根川
門前川	胎内川	鯖石川	鶴川	国府川
荒川	姫川	阿賀野川	常浪川	信濃川

■ H30年度末時点で作成・公表済・・・66河川

洪水予報・水位周知河川：35、左記支川：31

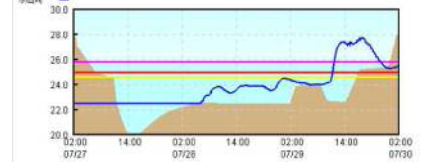
2. 危機管理型水位計の設置について

■本県の河川監視体制の現況

水位局 166局 (101河川)

河川の重要度により優先順位を付けて整備。

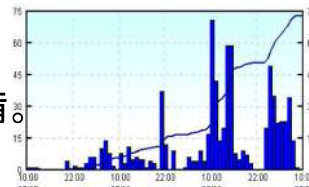
県管理河川(1163河川)のうち、設置河川は1割未満。



水位データ

雨量局 144局

河川の重要度により優先順位を付けて整備



雨量データ



カメラ画像

カメラ局 11局 (11河川)

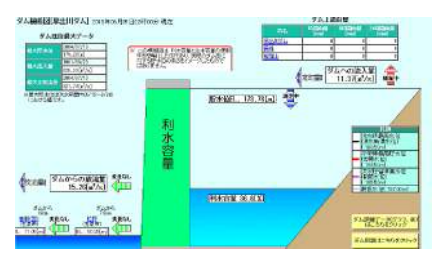
人家連担部に近接する重要水防箇所を中心に整備。

ダム局 19局

施設局 7局



施設データ



ダムデータ

2. 危機管理型水位計の設置について

■危機管理型水位計の整備

【H30年度の整備箇所】

○全県で95箇所、このうち信濃川中流域では27河川30箇所に設置(下表)

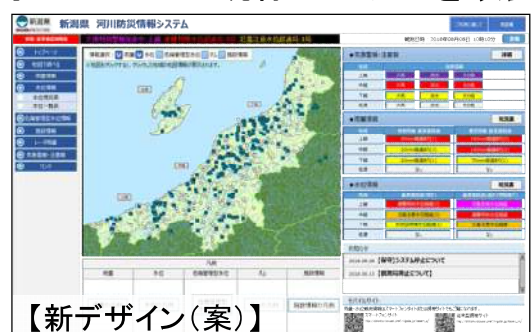
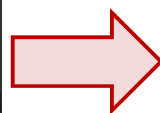
番号	河川名	設置箇所名	番号	河川名	設置箇所名	番号	河川名	設置箇所名
1	須川	長岡市浦	11	湯殿川	小千谷市元町	21	中津川	津南町芦ヶ崎
2	柿川	長岡市柏町	12	三用川	魚沼市大浦	22	羽根川	十日町市六箇
3	太田川	長岡市豊詰	13	西又川	魚沼市堀之内	23	みだれ川	十日町市新座
4	黒川	長岡市三島中条	14	増沢川	魚沼市吉水	24	梅鉢川	十日町市下条
5	千体川	長岡市千体橋	15	佐梨川	魚沼市大湯温泉	25	貝喰川	十日町市稲葉
6		小千谷市千谷	16	羽根川	魚沼市中家	26	十二沢川	南魚沼市六日町
7	茶郷川	小千谷市土川	17	田河川	魚沼市吉水	27		南魚沼市六日町
8		小千谷市千谷	18	大沢川	魚沼市下島	28	うるし沢川	南魚沼市浦佐
9	表沢川	小千谷市蕨生	19	晒川	十日町市学校町	29	足柄沢川	南魚沼市塩沢
10	大平沢川	長岡市東川口	20	田川	十日町市田川町	30	戸沢川	湯沢町戸沢

【水位観測データの増加に伴うシステム改良】

○危機管理型水位計の設置を受け、視認性向上のための既存システムを改良



【現状】河川防災情報システム

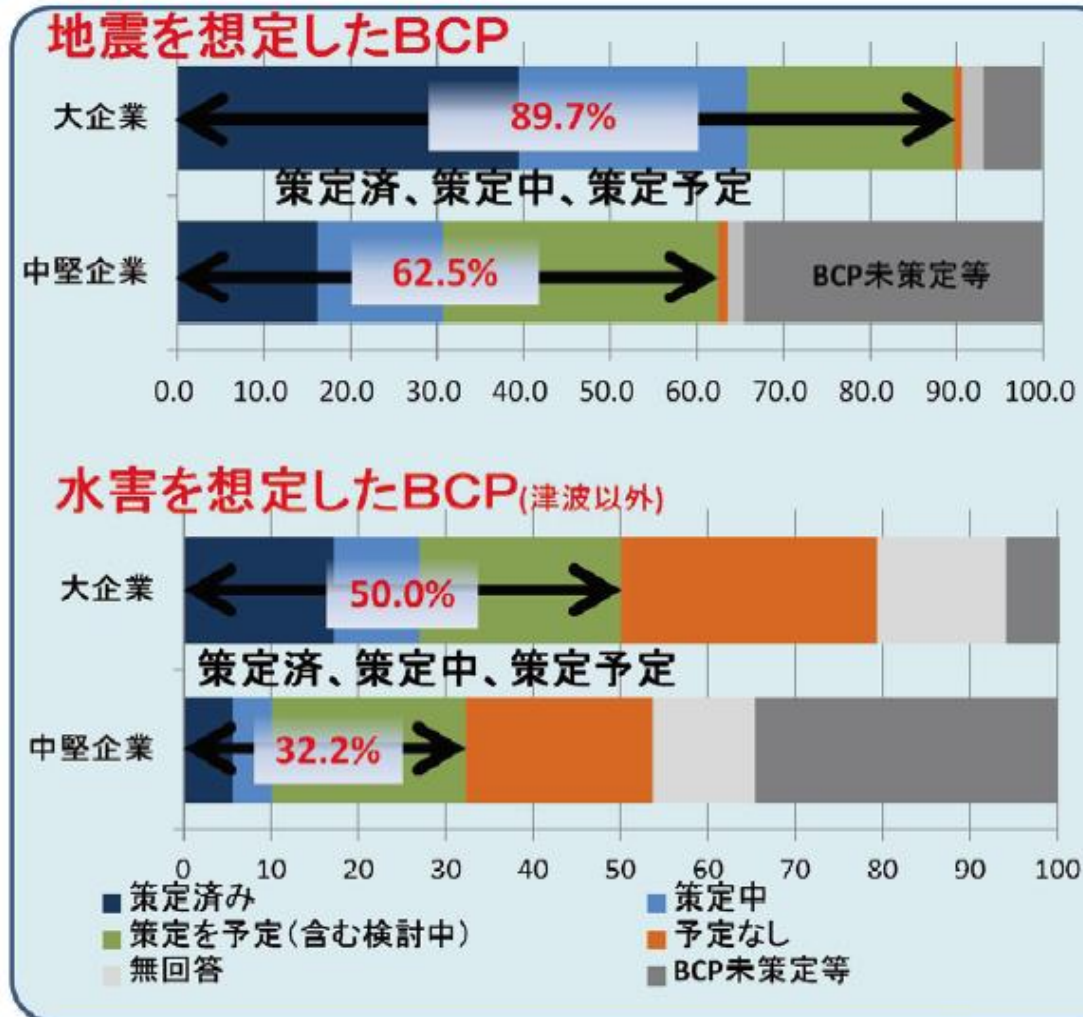


【新デザイン(案)】

4. その他

【参考】水害BCPの作成状況

内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」(平成24年3月)によると、地震を想定したBCPと比較して、水害を想定したBCPの策定は進んでいないのが現状である。(大企業で約50%、中堅企業で約32%)。また、大企業が個々の業務やシステムへの影響が大きいと考える災害リスクは、1位の地震に対し水害は6位であり、地震と比較して水害への関心は低い状況である。



大企業が個々の業務やシステムへの影響が大きいと考える災害リスクは、1位は地震で、水害は6位*。

- 1位: 地震 94.5%
- 2位: 新型インフルエンザ 61.0%
- ...
- 6位: 水害(津波以外) 27.7%
- 6位: 供給途絶(資材・部品等) 27.7%

回答対象: BIAを“実施している”もしくは“実施を検討中”の企業(大企業の51.4%)

※内閣府の調査におけるビジネスインパクト分析(複数回答)についての回答。

ビジネスインパクト分析(BIA)とは

- 重要な事業・業務・プロセスやそれに関連する経営資源を特定して、個々の業務等が中断した時の事業継続に及ぼす影響度合いの分析を行うこと。
- “重要な事業の洗い出し”、“ボトルネックの特定”、“復旧優先順位の決定”などがBIAの手順に含まれる。

大企業(回答数:674)、中堅企業(回答数:443)

【参考】民間企業における水害BCP策定促進方策の検討について

【検討目的】信濃川河川事務所管内の市町村に位置する民間企業を対象に、事業継続計画（BCP）策定の現状と課題を整理し、先進事例を踏まえた民間企業の事業継続計画（BCP）策定の促進方策について検討・提案する。また、検討結果を踏まえ、地域防災力向上に寄与する民間企業の社会貢献の活性化方策について検討する。

1. 管内企業のBCP策定状況と課題の整理

(1) 企業アンケート調査の実施

- ①対象市町村：新潟市南区・西区・西蒲区、長岡市、三条市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、弥彦市の9市1村
- ②対象企業：帝国データバンクにおける製造業、卸売、小売業、運輸業のうち、浸水想定区域内の企業（1400社）と商工会議所及び市区村の企業情報を活用し、約2000社を対象定（回収率20%を想定）
- ③アンケート調査方法：郵送方式

(2) 企業ヒアリングの実施

(3) 管内市町村におけるBCP策定支援状況、企業の社会貢献活動の支援状況

※次回協議会時に実施予定

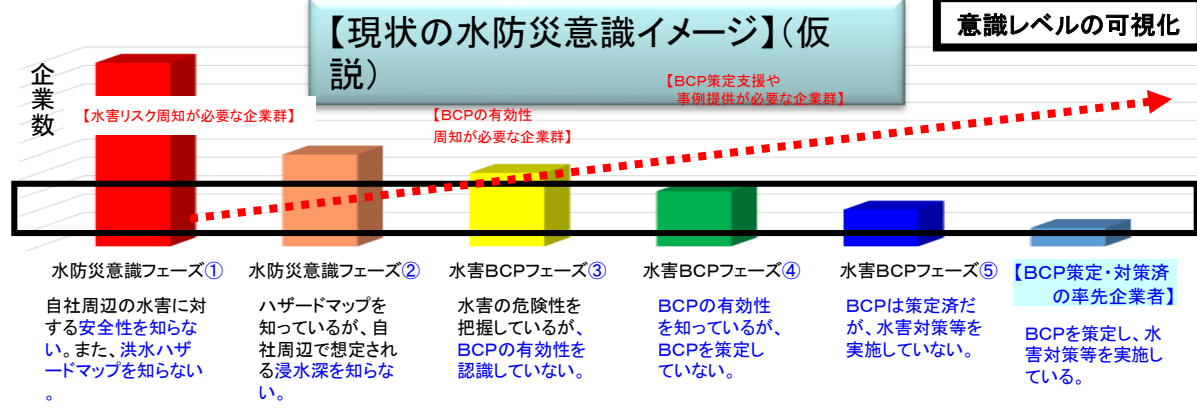
(4) 調査結果・課題の整理

2. 国内外のBCP策定の優良事例調査

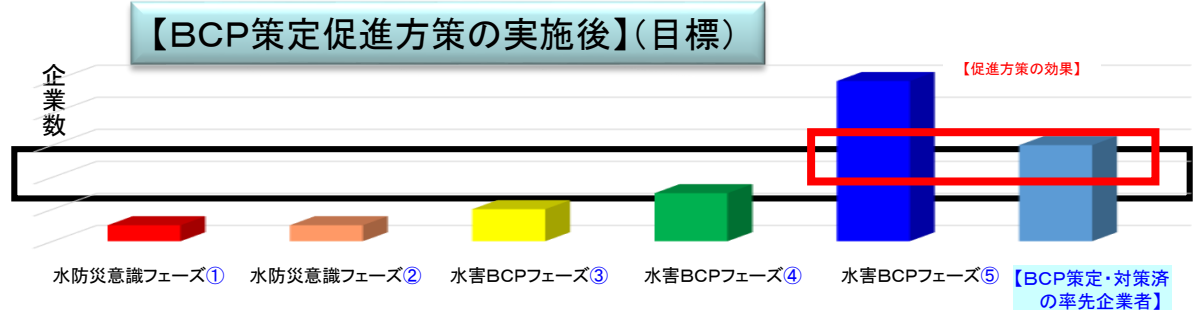
3. 管内企業へのBCP策定促進方策の検討

4. 報告書とりまとめ

- 【アンケート内容】
- ・会社概要（業種、従業員数等）
 - ・地震を対象とした事業継続計画（BCP）策定状況（策定の有無、策定の動機）
 - ・災害等のリスク意識（リスク想定有無、想定しているリスク等）
 - ・災害時のリスク対応（発災時の対応、従業員への周知等）
 - ・事業継続計画（BCP）策定状況（BCP策定有無、策定の動機、記載項目、訓練及び見直し実施の有無）
 - ・近年の自然災害による被害状況（被害経験有無、BCP効果有無等）
 - ・防災力向上のための地域貢献（災害に備えて地域との連携有無、その内容等）



- 【BCP策定促進方策(例)】
- ・洪水危険性の周知、洪水ハザードマップの入手方法の周知、洪水ハザードマップの見方の周知
 - ・BCPの有効性周知、BCP策定支援に必要な情報提供、水防災対策の先進事例の情報提供など



【参考】水害BCPの作成事例

	(株)大塚製薬工場[製造業]	(株)コロナ[製造業]	日本ガイシ株式会社[製造業]
企業の特徴	<p>■企業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設立1969年／資本金：8千万円／従業員数：2,280名(2016年12月31日現在) ○本社：徳島／工場：鳴門・松茂・釧路・富山 その他営業所等 ○事業内容：臨床栄養製品を中心とした医薬品、医療機器、機能的食品等の製造、販売および輸出入 <p>■企業の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内輸液市場の約50%を生産している、基礎的医薬品メーカー 	<p>■企業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資本金：74億4,960万円(2016.3末)／従業員数：連結2,336名、単体：1,757名(2016.3末) ○本社：新潟県三条市／主要生産工場：三条・柏崎・長岡等 ○事業内容：暖房機器、空調・家電機器、住宅設備機器の製造・販売 <p>■企業の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暖房機器製造企業の中の、最大手企業の1つ <p>■過去の水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2004年7月、近隣を流れる五十嵐川の堤防決壊により本社1階部分がほぼ水没し、変電設備も水没したことにより社内は停電、 ○工場においても1階にあった生産設備は水没 	<p>■企業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設立1919年／資本金：698億円(2016.3)／従業員数：単独(正規)3,700名(2016.3) ○本社：名古屋市／本部：東京／工場・研究所：名古屋、知多、小牧、石川／支社・営業所等：国内7箇所及び海外多数 ○事業内容：がいしなど電力関連機器、産業用セラミック製品、特殊金属製品の製造販売及びプラントエンジニアリング事業 <p>■企業の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がいしは発電所で発電した電力を安定かつ安全に運ぶためのもので、日本ガイシでは、世界最高の100万ボルト送電に対応する超高強度懸垂がいしも生産
水害回避の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水対策として、工場周囲全周に防潮堤を整備 ○万が一の浸水に備え、物流拠点を分散配置 ○重要データやシステムの相互バックアップ体制の構築等を含むBCMを策定 ○事業継続計画(BCP)を策定するとともに鳴門市、松茂町と防災協定締結  <p>【外周防潮堤の概要(松茂工場)】</p>  <p>【外周防潮堤の一部】</p>  <p>【地域住民との合同避難訓練の状況】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水発生直後、水かさの急激な上昇に即座に反応、会社の入口や通路のドアをガムテープで巻き付けと同時に、パソコンや重要書類を2階へ運び上げ ○既に行っていた水害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・2001年から生産、物流、販売などの情報を管理する基幹システムを新潟市内のデータセンターにアウトソーシング済みで、システム面での大きな被害は回避 ○新たに行った水害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち出しやすいノートパソコンへの切り替え、社内LANの無線化、無停電電源装置の2階への導入 ・災害時行動手順の策定、緊急時対応ハンドブックの作成・携  <p>【浸水時の社屋】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各工場において、浸水被害に備えて、敷地の出入口に起伏式の止水ゲートを設置、敷地及び受電設備のかさ上げを実施  <p>【受電設備のかさ上げ・位置替え】</p>  <p>【止水ゲート設置・敷地かさ上げ】</p>

老振発 0307 第 1 号
国水環 第 195 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公印省略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について (依頼)

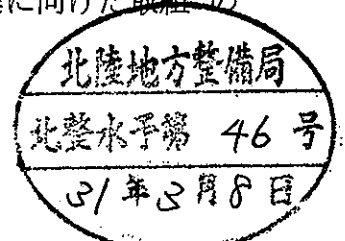
水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する



※取組例

- ▶ 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ▶ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- ▶ 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

H30年度

H30. 4. 18 第4回 協議会（水防連絡会 総会と同時開催）

・減災目標を達成するための取組状況(H29年度)の報告

H30. 12. 7 第6回 幹事会

・減災対策の推進に係る課題・懸案等の共有及び意見照会について

H31. 2. 20 第7回 幹事会（水防連絡会 幹事会と同日開催）

・減災目標を達成するための取組状況(H30年度)の共有

H31年度

H31. 4. 17 第5回 協議会（水防連絡会 総会と同日開催）

・減災目標を達成するための取組状況(H30年度)の報告

H31. 11 【幹事会】（予定）

・減災対策の推進に係る課題・懸案等の共有及び意見照会について

H32. 2. 19 【幹事会】（水防連絡会 幹事会と同時開催）

・減災目標を達成するための取組状況(H31年度)の共有